

第101回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年12月9日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月9日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（16名）

出席議員（15名）

1番 中本隆敏 議員	2番 垣口真也 議員
3番 神吉正男 議員	4番 浅田雅昭 議員
5番 八木雄治 議員	6番 西本諭 議員
7番 前田佳重 議員	8番 津田晃伸 議員
9番 山下由美 議員	10番 大畑利明 議員
11番 田中一郎 議員	12番 林克治 議員
14番 今井和夫 議員	15番 大久保陽一 議員
16番 飯田吉則 議員	

欠席議員（1名）

13番 宮元裕祐 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 小谷慎一 君	書	記 大谷哲也 君
書記 小椋沙織 君	書	記 中瀬裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	富田健次君
教育長	中田直人君	市長公室長	水口浩也君
総務部長	前田正人君	市民生活部長	森本和人君
健康福祉部長	津村裕二君	産業部長	樽本勝弘君
建設部長	太中豊和君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	福山敏彦君
会計管理者	前川満君	総合病院副院長兼事務部長	菅原誠君
教育委員会教育部長	大谷奈雅子君	農業委員会事務局長	田路仁君

(午前9時30分 開議)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが出席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(飯田吉則君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、今井和夫議員の一般質問を行います。

14番、今井和夫議員。

○14番(今井和夫君) おはようございます。14番、今井和夫です。許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

いよいよ12月も半ばになってまいりました。北部のほうでは、山の上に白いものが時々目立つようになってまいりました。今年も大雪という話がありますが、山の上にはしっかり降っていただいて、麓のほうにはそこそこのところで収まってもらえないかなと願うばかりであります。

さて、今回は、耕作放棄田というか、農業政策についてお聞きしたいと思っております。

何度も言いますが、宍粟市において特に農村地帯において、地域を守るのは農業であります。農地・田んぼが荒れてしまえば農村は続きません。人は住みません。しかし、現状は今はいきれいに維持されている農地もほとんどが早ければもう数年後、あるいは20年、30年後の耕作は見通しが立たない、そういう状況であります。

日本一の風景街道というふうにはタウンミーティングでもされましたが、それはきれいに維持された田んぼがあってこそ成り立つものであります。ですから、農村地帯においては、様々な課題はありますが、根本的に農地維持対策が最重要課題であります。これは、農地そのものを維持していくということはそうなのですが、それは、すなわち農地を維持する人が住み続く、つまり地域がずっと続くという、そういうことでもあります。

今、人口減対策というふうによく言われます。二言目にはそういう言葉が出てきます。でも、申し訳ないですが、もうそんな生易しい状況ではない、将来どうなっ

てしまうのか、本当に先の見えない状況であります。このまま行けば、この地域はなくなってしまうんじゃないだろうか。多くの人は漠然とそういうふうに思っています。つまり、大事なことは、人口減対策というのではなく、人口の底をつくる、これ以上は減らない、これ以上は減してはいけないという人口の底をつくっていくということが、今大事なんじゃないかなというふうに私は思います。これが見えたら地域は安心できるのです。仮に自分の家はなくなっても、この地域はずっと続いていくなあ、そういう安心感が持てます。その底に当たるのが農地や山を維持管理する人々であり、家族であるんじゃないかなというふうに私は思います。

農地や山を維持管理するには、最低でもこれだけの家族、人間は必要だと、それが人口の底であり、それだけはどんなに税金を使っても住んでもらって、維持管理をしっかりとしてもらわなければいけない。つまり、農地や山を守るということは、本当は一番の大儀があり、そこにはしっかりと税金を入れる、たとえ公務員として雇ってでもそれはしていかなければいけない。そういうものだと思います。つまり今回の私の質問のテーマの耕作放棄田対策というのは、そのような雇用の確保であり、また地域の維持という意味であります。

ということで、前置きが長くなりましたが、改めてお聞きしたいと思います。

まず一つ目、福元市政8年と半年余り、農業振興策、特に耕作放棄田対策としてどのようなことをされてきましたか。また、その効果についてはどう認識されていますか。

二つ目に、農地の維持は集落の維持であります。耕作放棄田対策として、これができれば農地は維持されるというような真に有効な対策は何と考えられますか。これは市で仮にできなくても本当はこれが対策なんだというもの、そういう考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

三つ目に、農地を守る一番重要なことは、米づくりを守るということです。しかし、今の米の価格では若者が農業で生活することはできません。それを市内外に訴えていくためにも、幾らの価格で売れば生活が成り立つのか、その実態調査をする必要があります。それがなければ、対外的にも訴えていくことが難しいのではないのでしょうか。ぜひ米の適正価格調査を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

四つ目、宍粟市だけの力では農地の維持は難しいと思います。全国の中山間地域、皆同じ状況だと思います。であれば、他市町と連携して県や国を動かしていくことが不可欠であると考えます。であるならば、そのための部署、担当者をしっかり置

くべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

五つ目、ここに来て国はにわかに有機農業を推進する声、みどりの食料システム戦略を上げています。2050年に有機農業を農地の4分の1に、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中する。2025年までに100の市町村でオーガニックビレッジを宣言する。有機農業推進のモデル的先進地区を創出する等々であります。有機農業推進は、世界的な流れだと考えます。耕作放棄田対策としても使えるところもあるのではと考えますが、これに対して市として具体的に来年度から動く考えはあるでしょうか。

六つ目、後期基本計画を見ても、今までと状況が変わりそうな施策が見当たりません。何よりどんなことをしてでも耕作放棄田をつくらないという強い意志が感じられません。繰り返しますが、農地維持はそのまま集落の維持です。農地が荒れれば集落はいずれ廃墟になります。対策がないということは頑張ってみたが駄目だったと諦めるということでしょうか。地域の多くの人は半ば諦めの気持ちが強いのが現実です。同様に、行政も諦めていいのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 今井和夫議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

それでは、今井議員の御質問に答弁させていただきたいと、このように思います。特に1点目のこれまでのこと、それから今後も含めてこの農業のこれからの在り方、地域の在り方をどう認識しとんかと、こういう点について、私のほうから御答弁させていただきたいとします。また、その他については、より具体のこともありますので、後ほど担当部長等から答弁をさせたいと、このように思います。

最初に、いよいよ本格的な冬ということでありましたし、ちくさ高原スキー場におきましても、この11日の土曜日に安全祈願祭が開催されると、こういうことでもあります。これまで議決もいただきまして、今期からいよいよ新しいスノーマシンで運用を開始するということでもあります。特に、このスノーマシンにつきましては、日本では初めてで、山頂に水槽を作って、山頂から下ろしてくるということでもあります。聞いておきますと、そのマシンから雪が作られるわけではありますが、スキーされる方は御存じかも知れませんが、粉雪が舞い散るという状況で、スキーヤー等々にとっては非常に滑りやすい環境が整えられていくのではないかなと、このよ

うに思っています。ただ自然の法則に従って来週あたりから冷え込みがきつという状況でありますので、大いにスキー場にといい思いは持っておりますので、ぜひ多くの皆さんにお越しいただきたいと、こんなふうに思っています。

さて、1点目の関係であります。特に農地を守ることが、いわゆる地域を守っていくんだと。さらにはまた、それによって人口の底をつくっていくと、こういうお話でありました。これまで人口減対策等々もいろいろ取り組んでおる中で、基本的には我がまちは農業・林業を含めて今日まで先人が脈々とそれぞれの状況の中で培っていただきました。基本的には森林を守り、農地を守り、その中で私たちは次代にしっかりそのことをつなぎながら、その中で我々が生活をしていく、この宍粟市はぜひ守っていききたいと、また守るべきだろうと、このように考えています。

そういう意味では、先ほどおっしゃったように、雇用の確保と同時に、地域の維持、これはこの間8年余りということですが、取り組んできたところではありますが、結果的に非常に厳しい状況の現実を突きつけられておるということは、そのように私は認識をしております。ただ、このまま手をこまねいているというわけにはなかなかいかないと、こんなふうに今認識をしておるところであります。

そこで、特にこれまでもう御承知のとおり、国の施策等々を活用しながら、中山間の直接支払事業あるいは多面的機能支払事業など、国の間接的な事業を展開する中で、特に耕作放棄地やあるいは新規の就農支援事業によって、何とか担い手を確保しようと、こういう努力もしてきたところあります。

また、同時に、獣害対策も非常に大きな課題として環境の悪化と含めてであります。その条件不利地を含めて荒廃化がしていくことについての歯止めもかけてきたところありますが、現状はなかなか厳しい状況だと、このように認識をしております。

今後、いかにして農地を維持し、安定した農業を続けていくためには、私はやっぱりしっかりいよいよ守るべき農地を地域の皆さんと話し合って、明確にしていく上で、荒廃化する農地に歯止めをかけるというのはなかなか厳しい状況だと私は認識しております。したがって、そのいわゆる耕作放棄地の活用を今後どうしていくかと、こういう観点で地域の皆さんと、あるいは農業委員会も含めてしっかり議論する中で、守るべき農地をしっかりと明確にしていくことが、私はこの間の農業施策の中でそう方向を出さないと、なかなか無理だということに気づかせていただいております。

先ほど来ありましたとおり、宍粟市では農地の6割以上の面積で現在水稲の作付

をされていることから、水稻をしっかりと続けられる環境を整えることが、私はおっしゃったように農地を守り続けることにつながっていくだろうと、こんなふうに認識をしております。そういう意味では、現在も集落集団営農であったり、あるいは小規模家族農業、いわゆる小規模農業、それぞれの特性をどうやって生かしていくかということ、そのことを通じて営農をどう支えていくか、もう一つは、米に付加価値をどう高めていくか、今よりも高く売ることも含めて、地域それぞれ広いエリアの中で地域の農地の環境に合致したやり方を打ち出していく必要があるのではないかなど、こんなふうにして今年度から農業モデルというようなことでいろいろ検討をしております。そういうことも含めながら、いよいよ農家の皆さんとその目的を共有する中で、農地の維持を図ることが私はとても大切ではないかなど、こんなふうに思っています。

そのためには、先ほどおっしゃったように、市長どう感じたんかということではありますが、大きく大切なのは、これまでもおっしゃったように、所得をどう保障していくかということ。もう一つは、先ほどの繰り返しになりますが、しっかり守るべき農地とは一体どの農地なんだということを明確にして、そこに国、県、さらには市も一体となって、ある意味の投資をしていくということも必要ではないかなあと、そんなふうに認識しております。それがいわゆる先ほどおっしゃったような大儀につながっていくだろうと。ただ、これも市民の皆さんや多くの皆さんの理解のもとに進めなくてはなかなか難しいので、勢いいかないと思いますので、できることから少しずついよいよ本格的に実施しないと、先ほどおっしゃったような農地を守ったり、あるいは集落を守る、さらには守ろうとする意欲、こういったことを高めることが私は今日的な大きな課題と、このように認識をしておるところであります。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私の方からは、2点目以降の御質問にお答えさせていただきます。

2点目の農地維持のための有効対策についてですが、地元の農業者を中心に、集落全体が自分たちの農地や環境を見つめ直し、そこで何が足りないのか、何が必要なのかを洗い出した上で、地元でできる役割分担を行っていくことが重要であると考えております。そのためには多面的機能支払制度や中山間地域直接支払事業を活用して、地域の農地の保全管理や維持活動を行っていただくことが重要です。

また、人・農地プランにより地域農地の将来計画を具体化して、地域で共有することが必要と考えております。

3点目の米の適正価格の調査についてですが、農地を守ることは、米も含めて農地に作付して、それが消費され循環することが重要であると考えております。米の適正価格については、農業者の作付品目や経営規模等によって異なりますので、一概に適正価格を出すのは難しいと思っております。次年度以降については土壌や水質などの調査を行い、先ほど市長が申しました米の付加価値を検証していく取組を行っていく予定としております。

4点目ではありますが、他市町との連携、専門的な担当の配置についてですが、今現在、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の取組の中で、情報共有や施策の検討を行うなど連携を図っております。今後も農業施策等については農業振興課において連携を図ってまいりたいと思っております。

5点目の国が打出した「みどりの食料システム戦略」の有機農業の推進についてですが、市としても環境に配慮した米や野菜づくりの実証を行うこととしております。また、その作物については、昨日も御質問がありましたが、学校給食などへの提供も行うことを検討してまいりたいと思っております。

6点目ではありますが、耕作放棄地対策についてですが、耕作放棄地について、抑制するための農地パトロールや荒廃化した農地の利活用等に補助支援を継続して行っていく必要があると考えております。ただし、その農地を経営継続するか否かは、やはり耕作者の意思が大変重要で、山際の条件不利農地については、守るべき農地か否かをしっかり確認すべきと考えております。

いずれにしても、中山間地域での農業を衰退させないためには、人・農地プランの策定や、担い手が地域で活躍できるよう、地域住民が受け入れられる体制を強化していく必要があると考えております。2点目の農地維持のための有効対策の御質問にもお答えしましたとおり、地域農地の将来計画の具体を策定して、地域で共有して守っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） ありがとうございます。市長、それから農業振興課当局におかれましても、本当に一生懸命思いを持ってずっとやってこられているということは重々承知しております。それでもなかなか対策が見えないのがこの今の農業政策だと思います。

ちょっと話が大きくなりますけども、もう10年以上前ですけど、T P Pの話でNHKの討論番組でやっていたときに、T P Pが完全に実施されたら、日本の自給率が12%になると。そういう話が出てきたときに、経団連のほうから出てきている人が、12%残ったらいいいじゃないかと、そういうふうには言っているんですね、テレビで、どーんと。結局ね、それは経団連ですけども、国の政府の人はそれは表向きには言わないですけども、基本的にはやっぱり考え方として今の日本の流れというのは、そういう流れなんです。そんな中で、この中山間地の農地を守っていくなんていうのは、これは本当に至難の業というか、眼中にないと僕ははっきり言ってもいいぐらい、建前的にはやっぱりそら守るとは言いますが、実質的にはやっぱり守ってこない。一番に犠牲になるのは、まず中山間地の農地ですよ。でも、それが廃れたら、本当にさっきも言いましたように、結局、この地域はなくなってしまう。中山間地域というのは、日本の国土の中で7割を占めるんです。その7割の地域を捨てようと言うてるのと一緒なんです。そんな国を残したら駄目でしょう。

そういうことで、何とかしていかなければいけないということなんですけども、まず一つ確認をさせていただきたいのが、農業政策いろいろあります。宍粟市農業モデルとかいう形でいろいろやっていただいているんですけども、基本、この耕作放棄田対策というか、いわゆる農業対策というのは、よく行政のやる補助金とかで出てくるのは、じゃあ、3年間頑張ってお出します。5年間頑張ってお出します。その間で自立できるようにやってください。大体ほとんどそうだと思うんですね。これじゃあ無理なんです。ずっと出し続けなったら、これは無理なんです、この農業対策というか、農地を維持していく人に対しての政策というのは、最初の3年間だけです、5年間だけ出すよというんじゃ無理なんです。国の政策もそうなんです。新規就農対策ということで1年間150万円を合計7年間出すとかね、そらいろいろやっています。だけど結局それが終わったら、やめていってしまうパターンもいっぱいあるんです。それが現実なんです。だから、できるできないは別にしても、取りあえずやっぱりそこは必要なんだというふうに私は思うんですけども、そこに対してはどのように思われるのでしょうか。見解をお聞きしたいんです。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 補助事業の場合、国も県も市もそうですけど、一定の終期を定めて、そこに税を投入させていただいて、可能な限りそれをもって自立をしていただくという、こういう制度が99%ぐらいの制度だと思います。

それはそういう目的をもって現実にやっています。例えば、農業の関係で担い手

の支援なんかで、次世代人材育成、先ほどおっしゃったように担い手の150万円のやつも3年間とか、1年間検証して3年間続けていくという、そういう制度で補助事業を展開しておると。およそそういうことになっています。ただ、おっしゃったように、その3年間で自立かできるかという、現実農業の中でもなかなか厳しい状況であります。担い手で。ただ、認定農家さんを含めて一部の方は一生懸命その中でも自立された方もいらっしゃいます。ただ、それが将来にわたってどうかというとなかなか不安を持っていらっしゃる、こういうことありますので、その問題については、現状からいうと、永久的に補助を続けるというのは、なかなか厳しい状況ではないかなあと、こんなふうに思っておるところであります。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） はい、そうです。市の施策として永久にずっと補助という形で言ったらそうなると思うんですね。だから、この間から私思うんですけども、結局もう半ば公務員で雇うしかこれは方法ないんじゃないかなというふうに思ったりもします。それについてどう思われますか。突然ですけども。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 突然なんです、ある意味、国策的にどう捉えていただくのか、ほんまに農地を守るんだということになってくると、これだけ人が少なくなって、農地を担う人もないとなると、私はその方向もある意味ありかなあとは思いますが。ただ、現実を見ますと、公務員として、例えば非常勤だろうが、任期付きだろうが、いろんな形でいうとどうなかなあということがありますが、もし将来の不安を抱えるとしたら、その方向も私は一つの考え方としてあるのかなあ。お金は別にしまして。私はあるのかなあと思います。ただ、現実の今の制度で我々がすぐ、あるいは近々の中にそんなことを議論できるかという、なかなか厳しい状況だと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） ありがとうございます。そうです。だから、本当、そういう方向もちょっと一遍私たちの頭の中に入れていく必要があるんじゃないかなという、そういう意味であります。

そういう中で、やっぱりもうとにかく宍粟市だけの財力というか、それではもう無理なのははっきりしているんで、先ほどブランド化を少しでもして、ちょっと価格を上げていくとかいうようなことを、どこの自治体も一生懸命やろうとしているんですけどね、当然それはすごく大事なことで、それはやるべきことなんです。

ども、でも結局ある意味それはどっこともが競争させられとんと一緒なんですよ。そんなに高い米をみんなの人が買ってくれるわけでもない、だから結局それを競争させて、頑張っているところはここはこんなに頑張っているじゃないか、やったらできるんだみたいな、そういうふう話で、でもそうじゃないですよ、全部がやったら、共倒れになるんですよ。だから、根本的にはやっぱり全ての農地、全ての市町村でやっぱり成り立っていく、そういう施策をやってくれということを国に訴えていくしかない。それは周りの市町村も同じ状況なんで、やっぱりそこにもっと力を入れていくしかないんじゃないかなと思うんです。

これまで市長におかれても、いろんな市長会であるとか、いろんなところでそういう話を出していただいているとは思いますが、やはりそれをもっともっと強力にやっていく、今どこの市町村もそうやって取りあえず何とか自分のところが生き残るためにそういうことをやるんですけれども、それは大事ですけども、やっぱりそれは構造的に無理なんです、全部が成り立つのはね。だったら、みんなで一緒にちょっと動こうよということ呼びかけて行って、根本的なところを動いていこいなということ、本当に取りあえず隣のまちから順番に県下どこも同じ状況ですから、やっぱりそれを動こいなと、所得をきちっと保障させる、あるいは公務員でやるんだったら、その交付税をしっかりと保障させる、そういうふうなことをやると、本当に地域は崩壊するよということもみんな動こうということをやっていくしか、僕はそれが一番遠いようで、それが近道だし、そこしか方法はないんじゃないかなというふうにやっぱり思うんですけれども、そこに対してもうちょっとやっぱり力を入れてほしいと思うんです。農業振興課で連携とっているという話でしたけれども、それにやっぱりもっとしっかりと力を入れていかなければ、本当に先の展望は見えないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃるとおりだと思います。地方自治体が特に中山間地のこういったのが7割という状況の中で、何ぼ頑張っても限界もあるのは当然であります。したがって、それぞれの地域が一丸となって国の制度そのもののありようも含めて、いろんなことで訴えていく中で制度を変換していくと、この努力はこれまでもやったつもりであります、なかなか届かないのも現実であります。このことはこのこととして、さらに実情をしっかりと訴えていこうと、こういうことで今やっております。

例えばであります、土地改良事業というのがあるんですが、今まで当初は、例えば当初は原理原則 3 反で土地改良をやってきて、それからその後 6 反ということになって、宍粟市内では 6 反と 3 反、中にできないところは 1 反とかいうのをやっておりますが、今の現状からすると、国がスマート農業とかいろんなところ、それから守るべき農地を集団営農やと、本当にそれがよかったのかどうか。仮に 1 億にできへんかと。もう一遍再土地改良でけへんかと。こんなことも含めてできるところはそうしようと。そんなことの制度替えも我々今要求をしながら、何とかそういう制度に乗り換えることがでけへんかと。例えばあります、それは担い手に次につないでいくための農地をどうするかという観点であります、そういうことも含めて要望はし続けております。たまたま私も土地改良の代表をしておりますので、そういったことも国会議員にも訴えておるところであります。

そういう意味では、みどりの農業もそうあります、少しずつ国も農業を具体的にやっばりせないかなあと。例えば有機もそうあります、少しずつ変わってきてつあるとは思いますが、勢いさらに我々一致団結しながら、近隣の市町とも一体となって進めていきたいと、このように思っておりますので、今おっしゃったことを含めて、どこまで私が呼ぶかどうかは別として、仲間をつくっていかないと駄目だと思っておりますので、そういう観点で進めていく必要があると、この認識は持っております。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） そのために市長だけじゃなくて、やっばりそういう連携をとっていき、周りに対して呼びかけていく、どの市町村も同じだと思うんです。やっばりもっとみんなで言わなあかなあとは思いつつ、またそこまでしっかりそれがきちっとそういう体制を組織化してつくろうとか、そういうふうにはまだはないと思うんですね。だから、そういう意味でお互いがそれぞれで頑張っているのもそれは大事だけでも、みんな競争させられているんやから、させられている言うたらちょっと語弊があるかもしれないですけど、現実そうなんです。それも大事だけど、やっばりもっと根本的なところを共にやろうよという、そこにもうちょっとこの宍粟市としてもしっかり農業振興課の中の一つの大きな仕事として、そこをやっばり位置づけてもらって、僕はちょっと厳しい言い方をしましたけども、最後のところで後期基本計画のところなんかにも、例えばそういうふうなことをしっかり書き込んであるとかいうようなぐらいに、対外的なアピールをしっかりしていくということも本当に大きな一つの仕事として捉えていってほしい。でないと、本

当に先がやっぱり見えないんですよ。ずっと一生懸命頑張ってやっておられるのはよく分かるんですけども、けども、なかなか見えてこないというのが現実だと思うんです。そののところ、本当にもうちょっと組織的にもやっぱりしっかりと頑張っていただきたいなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 確かに今それぞれの地域がいろんな形で独自でやられたりして、地域間の競争が非常に激しくなっております。例えば少子化対策も含めたり、あるいは定住も含めて、あるいは若者の定着やとか、あるいは企業の誘致、全てのセクションの中で地域間の競争が非常に激しくなっています。というのは、誰しもやっぱりおらがまちやと思うて、おらがまちを何とかせんなんという、そのことは正しいんですけども、それに付いていく財源の問題だったり、あるいは意識の問題だったり、情勢の問題で非常に地域間格差が大きいんです。そこらあたりで競争をある意味あおられておるのかなって、私たち当局も思うことがあるんです。ただ、我々は今与えられたこの宍粟市という特性の中で、何とか次代につないでいく、できることをやっていくという、このことが今私は非常に重要だと。当然国にもいろいろ言っていかなあかん、仲間もつくっていかなあかんですが、そこらあたりがやっぱり現実の社会として、競争の原理が働いているのは非常に大きな私はネックだと、このように思っています。それは、取りも直さず財源の問題もあったり、当然するわけでありまして。

そこで、農業の話に戻りますが、今後、またいろいろ御意見頂きたいと思うんですが、宍粟市は非常に南北に42キロという長い中で、気候風土もそれぞれ違う中で、やっぱり北部の農業の在り方と南部の農業の在り方、もう少し整理して、そこに合った農業をどう展開していくか、こういうことも今議論をしております。今年から農業振興課の中で農業企画というある意味計画したり、将来ビジョンを立てていく部門をしっかりと、人数の大小は別として、そういうところで今議論したりして、いろいろ農家の皆さんと議論をしていただいております。そういうことも含めながら、今ある中で我々はどうチャレンジしていくかということも含めていろいろ今後御意見頂いたらありがたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） まさにそのとおりで、農業だけじゃなくって、いろんなところが競争させられているというのが現状だと思います。

そういう意味で、外に対してしっかり訴えていくという、その部分で、やっぱ

りそのときに大事になってくるのが、どんなに現状はこんなだよということをし
っかり言っていけることだと思うんですね。そのときに出てくるのが本当は中山間
とかで作るんだったら、30キロの米、一体どのぐらいだったら農家はやっていける
んですよということを、やっぱり具体的な数字で言うていくということがすごく僕
は大事なことやと思うんです。ほとんどの方、都会の方なんて本当に分かってない
ですし、やっぱり田舎の方でも分かっておられない、実際に農業をされている人は
もちろん分かってますけども、そうじゃない方は分かっておられない方がいっぱい
おられます。

例えば、30キロを8,000円ぐらいで、今年はまだちょっと安くなってきてますけ
ども、8,000円ぐらいで農家さんから直接買われている方は多分たくさんおられる
と思います。でも、私がうちの千種のほうでそこそこの規模でやってはる人を数件
ちょっと原価計算というか、それを一遍出して教えてくださいということでしたと
きに、やっぱり採算がとれるラインというのは30キロが1万3,000円ぐらいなん
です。8,000円と1万3,000円の差額5,000円ですよ。これ結局、人件費なんです。
もし若い人が仕事としてやるんだったら、1万3,000円ぐらいが要るんです。結局、
今作られている方は、ほとんどの方が年金の方です。あるいはたまにほかの仕事が
あって、何とか余裕があってできているという方もおられますけども、ほとんどが
生活費はだから年金が入ってくるからいいんだと。取りあえず経費ですね、それが
何とかできたらというところの値段が中山間地においては、30キロが8,000円ぐら
いなんです。だから、8,000円でいいよという形で売ってもらっているんですけど
も、実質、ただ働きを前提にしたお金の8,000円を買っているということなんです。
それがいい悪いは別にしても、やっぱりそういう事実は事実として、いろんな方は
知っていかなあかんと思うんですね。でないと、やっぱり若い人が農業をしていく
ということはまず先ほども市長が言われたように、所得を確保するということが一
番、それができなかつたら次に行かないんで、そこへ行くための一番前提としての
現状はこうなんですよと。やっぱりこのぐらいなかつたらできないですよというこ
とをしっかりとっていくために、確かに先ほど部長言われましたように、条件によ
って全然違います。山崎と北部ではやっぱり違うし、だから、ある程度のエリア的
な部分で、でも大ざっぱな価格でええと思うんです。僕がさっき1万3,000円って
言いましたけども、それ僕が個人的に何軒かで聞いただけの話です。そのあたりの
ところをやっぱり行政としもしっかりちょっと把握すべきじゃないかなと思うん
です。だからそういう意味で、現状としてはやっぱりこのぐらい要りますとか、いう

ようなことをやっぱりしっかり把握していただきたいなと思うんですけども、そこについてもう一遍お願いします。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 米の価格についてですけども、今現在、取引されている価格というのは、今議員が言われた部分で大枠としては取引されているのかなあというふうに把握しております。

その適正価格が今1万3,000円と言われましたが、例えば1袋1万5,000円で売ったとしても、2ヘクタールつくったとしても480万円ほどの収入、今の宍粟市の平均反収からすると、480万円、500万円弱の売払収入というふうになってくるかなあと思うんですけども、その部分で経費とかを引くと、それでもやはり生業としてはやはり米農家としてやっていく上では、やはりちょっと今の現状としては厳しいのかなと。そういう状況を訴えていくというのがやはり必要なのかなと思っております。この辺についてはやはり根本的な国の構造の部分も私自身はあるかなと思っております。海外からの安い農作物を仕入れているという現状の中で、競争をさせられているというのが現状なので、その部分についてはやはりしっかりと訴えていかないといけないというふうには思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 1万5,000円でも厳しいですか。そらなかなか大変と思いますが、最低でも、もちろん条件によるんですよ。本当に小さい棚田のところなんていうのは、もうもっともっと要るでしょうし、何ぼ奥のほうでも大きいところは大きいんで、だから、その辺、厳密に言えば1枚1枚違いますけども、大ざっぱなところの数字はやっぱりこのぐらい要るんですよということをしっかりそこで言えるように、一遍確実なところをつかんでほしいんです。それが1万5,000円って言われるんだったら、それはそれでいいんですけど、一遍、それはこういう根拠でそうなんですというふうにきちっと言えるようなところはやっぱり出していただければなというふうに思います。

それで、ちょっと有機農業のほうに入ります。

昨日の話の中でも、令和4年度、来年度から少し始めたいというふうな話を言われていました。そこについてもう少し詳しく説明していただきたいなと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 有機農業といいましても、一足飛びで有機というふうには

取り組めるわけではありません。減農薬であったり、無農薬、有機というところに徐々につなげていきたいなという形で段階的にやっていきたいなと思っております。この部分については、国のほうの事業なども活用しながら、この来週末ぐらいから各旧町域での農会長会がございます。そういったところで市としての考え方をきっちり示す中で、その考えに賛同していただく農家さんには、一定の面積をお示しして、募集というか、賛同していただく方を募っていく中でやっていきたいなというふうに思っております。

その部分については、やはり活用というところが出てくるので、できれば学校給食への提供というところも見据えて制度設計を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 分かりました。これ日本はなかなか有機農業が進んでないんです。それは例えば、雨がよく降って、草がすぐ生えるからとか、虫が多いから、だから確かにヨーロッパのほうなんていうのは、雨か少ないらしいんで、そういう意味では農薬の使用回数というのは少ないようにできるのかもしれませんが、ただ、韓国は日本と同じような条件の中で、今どんどん有機農業が広がっているというふうに聞いています。それはやっぱり国としてそこへしっかりお金を出していこうという、そういう施策が展開されているということらしいんですね。

世界的なそういう流れの中で、日本もそう言わざるを得なくなってきたところ、例えば去年の東京オリンピックでも、もう欧米のほうの要求で必ず食材は有機産物にしてくれと。できないんだったら自分のところから持っていくよという、そういうふうな要求がやっぱり出ていたそうです。

そういうふうな流れの中で、日本も言っていかなければいけないという状況の中で、まあまあ政府はそういうふうには言っているんだらうと思いますけども、やっぱり日本で有機農業が進まないのは、根本的な農業政策がないから、十分じゃないから、さらにその上の有機農業までそんなとこまでなかなかいかない、それが現実だと思うんですね。

だから、なかなか政府がどこまで出すのかというのは非常に不透明なところではあると思うんですけども、ただ、まあやっぱり一応言わざるを得ない中で、政府も進めようとされているんで、これはやっぱり何とかしっかりアンテナを広げてもらって、少しでもそれこそ、それをさっきの言うてるんと矛盾しますが、宍粟市だけが生き残ったらいとかという話じゃないんですけど、やっぱり数少ない支援

の部分をやっぱり少しでも拾えるように、しっかりアンテナは広げて取り組んでいていただきたいなあというふうに思います。

繰り返しになりますけども、本当に今までも福元市政8年半、農業に対して思いとしてはしっかり持たれているというのは、それは僕非常に感じています、本当に。そういう意味で、厳しい中でもいろいろと模索をしようとされているというのは、すごく分かります。だけど進まないという、そこにやっぱりもう一遍立ってもらって、何で進まないんだということになったら、やっぱりもっと本当に外に訴えないかなということになれば、そこにももう少し力を入れてほしいというところであります。

先ほど最初に人口減対策の部分に絡めて言いましたけども、今やられている人口減対策を否定しているんじゃないですよ。もちろんそれはそれで移住者を呼んだりとか、まちづくりにしっかり力を入れるとか、いろんなこと、それは当然大事な話です。それでは人口の底は作れないんです、残念ながら。やっぱり少なくともこれだけはもう絶対にここで住むだぞっていう底が見なかったら、底が見えなかったらというか、底をやっぱりつくっていくということが、それはやっぱり農林業なんですよ。そういう意味でしっかりこれからも頑張っていていただきたいなあというふうに思います。

最後、市長に一言お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） お話があったとおり、農業の現実、あるいは現状と課題をしっかりと見つめて、言うべきことは国やそこらへも言いながら、また皆さんと一緒に、この農業の人口の底をつくっていく、その方向で今後も進めていきたいと、このように思います。

ただ一つは、できることはやっぱりやっていかなしようなことがあるんで、それが正しいのかどうかちょっと私も判断できにくいところはあるんですが、またその都度議会の皆さんとも協議しながら進めていきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） これで、14番、今井和夫議員の一般質問を終わります。

続いて、八木雄治議員の一般質問を行います。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） おはようございます。5番、八木雄治です。議長の許しを得て通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、今回は健康診断のことで、特にがんについて一般質問させてい

たきます。

毎年行われています宍粟市の健康診断等の実施状況を確認しますと、乳幼児健診、予防接種などは高い受診率になっておりますが、特定検診になると約40%、がん検診になると高くても肺がんの約37%、低いのでは大腸がんで約11%の受診率であります。

厚生労働省人口動態統計月報年計の概況によりますと、2019年度に亡くなったのは138万1,098人、死因の第1位はがんで死亡数は37万6,392人、全死亡者数の27.3%を占めております。累積死亡リスクを見ていくと、生涯がんで死亡する確立は男性で23.9%、女性で15.1%です。また、罹患率を見ていくと、生涯がんに罹患する確率は男性で65.5%、女性で50.2%、全国民の半数以上が生涯で一度はがんを経験するということとなります。ある意味で最も身近な疾病の一つであると言えます。そして、全国平均に比べて宍粟市は受診率が低いため、上げる必要があると思います。その中で、今回は特に乳がんについて伺います。

乳がんは2年に1回の受診で、対象年齢が40歳以上の女性であります。受診料が40歳から69歳までが1,400円、70歳から74歳までが700円、75歳以上の方が無料になっております。また、40歳から5年ごとに60歳までの対象者には無料クーポンが配布されていますが、そのほかに何か受診率を上げるための啓発はされているのでしょうか。また、宍粟市は乳がん検診の受診率の目標をどのように置かれているのか、伺います。

二つ目、現在、全国的に普及して使用されているマンモグラフィー検査ですが、総合病院では数年前に最新の検査機を導入され、以前ほどの痛みはないと聞いています。しかし、やはり検査時には痛く数日はその痛みが残るので嫌だ、また、他人に胸を見せたり、触診されるのが嫌ということで敬遠されている方も多いと聞いております。

そこで、近年注目されているMRIによる乳がん検診でTシャツなどを着て胸の部分に穴の開いた台に横になるだけで放射線も使いません。また、検査時間がマンモグラフィーよりも少しかかりますが、4.5倍の発見率と聞いております。医療技術の進化に合わせた新しい取組も必要だと思えます。そして、宍粟市はほかの市町村に先駆けてMRI検診を推奨するべきと考えております。それと同時に、高い診察料ですが、公費助成を行い、受診しやすくするべきだと考えておりますが、市の見解を伺います。

三つ目、乳がんの早期発見、治療につなげようと東京都の葛飾区では、30歳と35

歳の対象者に乳がんグローブというものを配布されていると聞いております。宍粟市では、この乳がんグローブの活用についてどのように考えられているのか、市の見解を伺います。

四つ目、これは乳がんではないんですけども、予防接種について、今テレビのCMでもよく流れている带状疱疹について、带状疱疹は加齢に伴い増加する傾向で、50歳を境に上昇して、合併症や神経痛によって長期にわたって苦しむ患者が多いことから、ワクチンによる予防が質問だと言われております。その費用が高いことが起因し带状疱疹ワクチン接種は進んでいないのではないかと。今、各地の助成制度が開始されていますが、宍粟市ではどのように考えられているのか、見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 八木雄治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、八木議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。それぞれ項目ごとにつきましては、それぞれ具体的なこともありますので、後ほど担当部長から答弁をさせたいと思います。

がん検診の受診率の比較につきましては、厚生労働省の公表による地域保健健康増進事業報告によるものを用いることが多く、その数値では、宍粟市のがん検診受診率は兵庫県下の平均値を全て上回っておる状況であります。

しかしながら、国が目標としております受診率50%にはまだまだ届かない状況下でありまして、受診率も減少の傾向にあるところであります。

また、先般の国立がんセンターによる発表によりますと、昨年2020年のがんと診断された人は、前年と比べ6万人減少したとの報道がありました。そのことについても新型コロナウイルスの影響で検診や受診を控える方が増えたものと考えられておると、こんな報道もあったところであります。このことから、がんの発見が遅れることで、進行した状態で見つかる人が今後増えるのではないかと、こういう懸念もされるところであります。

誰もが可能な限り健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、いわゆる健康寿命の延伸が求められるところでありますが、運動や、あるいは生活習慣の改善によるがん等の生活習慣病の予防とともに、特定検診やがん検診の受診率向上を目指すことで、病気の早期発見によって健康で元気に活動ができる生活を少しでも長く保つことが、本人にとっても、また、それぞれの各医療保険者にとっても最良の選択になるものと考えています。

冒頭申し上げたとおり、項目ごとに具体について、担当部長から答弁をさせます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） それでは、私の方から、具体の質問になりますのでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の乳がん検診の受診率を上げるための啓発についてですが、40歳から60歳までの方に5年ごとに無料のクーポンを配布しております。また、継続受診が必要であることから、2年に1回は継続受診の個別の通知を実施をしております。このほかにといいことで、毎年4月にはチラシを全戸配布をさせていただいておりまして、10月の乳がん月間には、ピンクリボン運動、これは乳がんの啓蒙運動の一環なんですけれども、そういった一環として、広報紙への乳がん検診の掲載をしておりますし、今年度につきましては、播磨圏域連携中枢都市圏の連携事業として、防災センターのピンクリボンライトアップを行ったところでございます。乳がん検診の受診率の目標についてですが、国が掲げている50%と同じ当市におきましても50%を一つの目標としておるところでございます。

2点目の乳がん検診のMRI検査に対する助成についてですが、がんの早期発見、早期治療のためには、根拠に基づいたがん検診の実施が必要でございます。そのため、国が示すがん検診実施のための指針、こういうものがあるわけですが、これに基づきましてがん検診の実施を行っております。

議員の御提案のMRIによる検診ですが、国の指針においては、乳房エックス線検査、いわゆるマンモグラフィということなんですけれども、これを行うこととされておりまして、また、費用も相当に高額となることから、現時点でMRIは1次検診に用いられることはなく、検診後等の精密検査や手術前の検査などにより精密な検査として用いられるものというふうに認識しておりますので、1次検診として実施する予定はありません。

ちなみになんですが、現行の検診におきまして、目で見ると、いわゆる視診であったり触診、これについては先ほどの国の示す指針においても推奨しないということなんで、最近の検診ではそういったことは行われておらず、問診と乳房のエックス線検査のみというふうな検診となっております。

それと、3点目の乳がんグローブの活用についてですが、乳がんは自分でも発見できるがんとして、自己触診の周知を進めております。自己触診の正しい方法の普及が乳がんの早期発見につながるものと思えますので、議員御提案のグローブにつきましては、どの程度科学的根拠のある効果が期待できるのかや、また、他団体

の状況等も勘案しながら、少し周辺の近隣を調査しましたが、近隣で乳がんグローブによる啓発等々はまだ行っていない状況なんですけど、今後の展開等も見ながら検討していけたらなというふうに思っております。

それと、4点目の带状疱疹のワクチンへの助成についてですが、带状疱疹ワクチンは、現在のところ定期予防接種の対象ではなく、任意の予防接種というふうになります。いわゆる定期の予防接種といいますのは、国の予防接種事業として認定されておるといふうな、そういう扱いになるわけですけれども、現在のところ、任意の予防接種ということで、平成30年3月に海外製の乾燥組換え带状疱疹ワクチンが50歳以上を対象に承認をされておまして、令和2年1月より販売が開始となっております。

最近のCMにおきましては、ワクチンの接種を推奨する内容が流れているようですが、現時点では接種が始まったばかりであり、今のところ助成については検討しておりません。現在、国においてこの任意接種から定期接種のほうに国の事業として移行させるようなことも検討されている重要なワクチンというふうな位置づけになっておるといふうなことでございまして、今後、社会的要請の高まりに応じて国県の動向や近隣市町の助成状況等を把握の上、必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 最初、市長のほうから言われた、がん検診の受診率は兵庫県のほうではかなり上位のほうに来ておるわけなんですけども、兵庫県が全国に比べてかなり受診率が低いということで、宍粟市のほうは大分上ということで頑張っておられるとは思いますが、それでも国が定める50%、また市が目標とされている50%には到底まだまだ及んではないということなので、ぜひともがん全体の受診率、乳がんだけではないんですけども、受診率のほうは50%を目標に頑張りたいなと思っております。

見ますと、兵庫県のほうでは、猪名川町のほうが結構受診率が高いということで、そういうところもちょっとどういうふうなやり方をされているのかなということも検討していただいて、受診率のほうを上げていただきたいなと思っております。

あと、乳がん検診の受診率を上げるということで、学校のほうの授業のほうにもそういうのをちょっと取り入れてもらって、専門家とか、外部講師とかを招いてがんの教育というのを取り入れてもらって、子どもの頃からがんというのが大変身近

な病気で、なると大変な、初期の段階で見つければ治療でかなり完治するという病気にもなっておるといことも踏まえて、そういう教育もしていただきたいと思うんですけども、そこをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（飯田吉則君）　ちょっと通告がなかったんですけども、よろしいですか、教育長。

中田教育長。

○教育長（中田直人君）　御指摘のがんも含めた病気に関する子どもたちの教育についてということですが、がん、病名そのものもそうですけれども、幅広く子どもたちが健やかに、あるいは健康で将来生きていくために自らの健康な体の在り方についてと、そういう自己認識については小学校段階から中学校まで、どういうふうにするということ、今私ちょっと具体的なことは承知しておりませんが、そこは計画的に時を見てといいたいまいしょうか、内容に応じてなんです、取り扱っていくことも必要だろうと思っています。具体的にいうと、各教科の中ではなかなか取り扱いきにくいかもしれませんが、総合的な学習の時間という、教科を横断した課題を持った教育の中で病気について、自らの健康について、そういったことに焦点を当てた教育も可能かと思っておりますので、また学校においてそういうような話もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君）　5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君）　どうもありがとうございました。急に言いました。

あと、最後の予防接種についてなんですけども、帯状疱疹の予防接種のほうも国のほうが今後検討していくということであるんですけども、この帯状疱疹の予防接種ではないんですけども、子宮頸がんの予防接種のほうもまた国のほうが2013年度ぐらいから後遺症があるということで推進のほうをやめられて、また来年度ぐらいからは進められていくということも聞いておりますので、そういうところもいろいろ市のほうも検討しながら、これからは来年、再来年とそういう予防接種のほうを推進していただきたいなと思っております。

あと、がんによる死亡を防ぐためには、がんにかからないようにすることが一番大切なんですけども、そして、がんは遺伝すると言われてはいますが、本当は遺伝によるがんは5%ほどと少ないということも聞いております。むしろ喫煙、食生活及び運動等の生活習慣病が原因である方が多く、これらに気をつけて発がんリスクを下げる必要があると聞いております。

しかし、発がんリスクを下げて、生活習慣の改善に心がけたとしても、がんにかかるリスクはゼロにすることはできない。そこで、重要なのががん検診ですので、医学の進歩によりがんは現在約6割の方が治るというようになっております。特に、進行してない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで非常に高い確率で治癒していきます。したがって、そうしたがんを初期の段階で見つけるのががん検診であり、がんの死亡率を下げるのに非常に有効なことだと考えられております。

宍粟市のほうもがん検診が進むということで、より人口減少に、また周りから宍粟市に行けば、がん検診がやりやすいというようなことも思って来られる方もあるのではないかなと推測されますので、そういったところもがん検診のほうも宍粟市のほうはどんどん進めていって、やはり受診率50%を目指していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、5番、八木雄治議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、午前11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、山下由美議員の一般質問を行います。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。議長の許可を得ましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、トイレに生理用品の無償配置をについて行わせていただきます。

9月議会においても同様の質問を行ってまいりました。当局からの回答といたしまして、生理の貧困やジェンダー平等の観点からもトイレトペーパーの常備が当たり前になっているように、市内の小学校、中学校、公共施設のトイレに生理用品が常備されている状態が人にやさしいまちとして理想的であると考えているという御回答でありました。実現のために様々な問題解決に向けて検討を行っていききたいという説明がありましたが、進捗状況はどのようになっているのかということ市長に伺います。

続きまして、小学校、中学校におけるいじめについて質問をさせていただきます。

令和3年度4月から7月におけるいじめ事案認知件数及びその対応についての資

料が、10月に文教民生常任委員会に提出されました。新型コロナウイルス感染症渦中、いじめの解消が困難になっているのではと心配しておるわけではありますが、どのような状況であるのか。また、いじめ事案認知件数63件のうち重大事態ゼロ件とありますが、何を基準に重大事態と定めているのか。また、継続支援中54件、解消に向け取組中6件についてもその状況説明を教育長に伺います。

続きまして、宍粟市幼保一元化推進計画について質問いたします。

宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間の延長について、パブリックコメントが令和2年1月から2年にかけて行われております。公文書開示請求を行って保護者等から提出されております67件の意見を全て見せていただきました。保護者等の意見がその後の計画に反映されていないのではないかと、しっかりと反映させることが必要ではないかと、教育長に伺います。

以上が1回目の質問であります。

○議長（飯田吉則君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。私のほうからは、トイレに生理用品の無償配布と、このことではありますが、先ほどもありましたとおり、議員のほうから9月議会においても生理の貧困や、あるいはジェンダー平等の観点から、トイレトペーパーと同様に小中学校や公共施設のトイレに生理用品を常備してはどうか。この御質問がありまして、その後、それぞれの関係課におきまして仕組みや対応方法等を検討したところであります。そのようにお答えを申し上げておったところであります。

その後、教育部あるいは人権推進課、さらにまた危機管理課、社会福祉課、それぞれの関係課の職員による協議を行ったところであります。また、その上に、市の女性職員有志数名によるプロジェクトチームを組織して、生理の貧困問題への具体的な対応策についても検討をしていただいております。

先般、中間というか、その後の検討結果を含めて提案をいただきました。その中で、市内の小中学校トイレへの生理用品設置に関する提案を受けたところであります。

今後、女性の貧困問題や、あるいは女性相談、子どもたちの悩み事など、それぞれの視点に立って、どのように展開させていくか、引き続き調整を行ってまいりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います、このように思います。方向としてはその方向で進めておると、こういうこととあります。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） それでは、私から小中学校におけるいじめについて、お答えを申し上げます。

まず1点目のいじめの対応状況でございます。

4月、5月そして8月に緊急事態宣言が発出され新型コロナウイルス感染症への対応として、学校では国が示す新しい生活様式にのっとり、身体的距離の確保やマスクの着用など、可能な限りリスクを低減させる努力を行いながら、大変制限がある中で教育活動を継続してまいりました。各学校では創意工夫を凝らし、保護者の協力を得るなどして、ほとんどの学校行事については、延期や変更はございましたが、中止することなく実施できております。こうした中、命を大切にする心や思いやりの心、そして規範意識を養うなど心の教育につながる様々な体験活動にも取り組みながら、いじめの対応につきましても組織的な対応や校内の相談体制を充実させ、また、しそく学校サポートチームの関係機関との連携を行いながら、いじめの未然防止、それから早期発見、対応に向け、対応を行っているところでございます。

議員御質問の重大事態の基準について、二つ目でございます。

いじめ防止対策推進法の法律において、一つに、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときという定め、また、二つとして、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある、それを認めるときというふうな定義がございます。この法に基づきまして対応をしているところでございます。

それから、3点目の解消に向けた取組ということですが、

文教民生常任委員会で令和3年度1学期のいじめの認知の件数、御質問にありましたが、63件という報告をいたしております。議員の御質問にあるこの委員会に報告した件数についてでございますが、この報告時に解消できていなかった60件について回答させていただきますと、この60件のうち現在は当時からは少し期間がたっておりますので50件が既に解消しているとの報告を受けており、あとの10件に関しましても、基本的な方針というものがございまして、そこに定められているいじめの解消については、いじめに係る行為がやんでいること、また、心身の苦痛を感じていないことのそういった二つの要件を満たしている場合、解消として取り扱うわけですが、この10件についても一応の要件は満たしておりますが、学校において対応チームという中で検討する中で、児童生徒の支援の期間をもう少し延長して、そういう判断をする場合は解消としつつも当然引き続きの支援をするわけで、この10

件についても引き続き丁寧な見守りを学校が行っているという、そういう状況にございます。

今後とも、議員のほうから新型コロナウイルス感染症の渦中、いじめの解消が困難じゃないかと心配していただいているわけですが、我々も同様に今後ともいじめが解消したという判断を決して急ぐことなく、組織的に十分な見守り、日常的な支援を継続して、保護者との連携も図りながら、児童生徒の安全・安心に学校生活を送れるよう、教育委員会としても学校の取組を支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、宍粟市幼保一元化推進計画についての御質問にお答えいたします。

宍粟市教育委員会では、令和元年度に宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間の延長について、市民の皆様の御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施いたしました。48名の方から67件の意見を頂いております。

その内訳としまして、今後の参考とするものとして、実施期間に関するものが9件、幼保一元化の目標に関するものが8件、計17件でございます。残り50件をその他の感想、質問などとして整理し、公表をさせていただきました。

パブリックコメントに提出のあった、よりよい幼児教育環境や山崎町内の中学校区のバランスなど、17件の意見について、計画改定以後の幼保一元化推進に参考とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、トイレに生理用品の無償配置をとということで、協議をしっかりと行ってくださり、女性職員のプロジェクトチームまで組織して下さって、そしてトイレに生理用品の無償配置を小中学校のトイレ、公共施設のトイレも含まれるというふうに考えておりますが、無償配置をしていくということの御回答を得たことは大変うれしく思います。

生理は隠すものというような固定観念がないとは言えないような中で、この取組により宍粟市において女性が生きやすい、そういった市へ一歩踏み出せるということが本当に大変うれしく思います。

続きまして、小学校、中学校におけるいじめについての再質問を行わせていただきたいと思っております。

平成23年10月に、大津市の中学校でいじめ自殺事件が起こり、大変大きな衝撃を受けました。この事件の第三者調査委員会の報告書をきっかけに、国において対策のための議員立法提案がなされ、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立いたしました。この法律におきまして、いじめの被害を受ける児童生徒の保護を図ること。また、いじめへの厳格な対処を学校や教育委員会に求められるということになりました。栗原市においても担当の文教民生常任委員会にいじめ事案認知件数及びその対応についての資料が定期的に提出をされております。

今回、教育長の御説明によりますと、今年4月から7月のいじめ事案認知件数のうち、10件を解消に向け取組中というようなお話でございました。この今回提出のこの資料につきまして、再質問、これをさせていただきたいと思っております。

まず、この提出の資料の中に、基本的な学校の対応というものがあります。そして、その中に正確実態把握とあり、教師がいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き取り、記録するというように書いてあります。この記録するについて、これは法律に基づく記録化であると理解しておるわけですが、多忙な学校現場でどこまで事実確認ができ、記録化ができるのだろうか。この記録により何が起こっているのかが分かり、被害者やその保護者にとって安心感が得られるような記録となっているのかどうかということが心配でありますので、お尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） ありがとうございます。いじめ事案について、まずは正確な事実確認、その実態把握ということが基本的な学校の対応となっております。教師は、いじめを受けた児童生徒、そしていじめを行った児童生徒、双方からまず丁寧に、時に分けてそれぞれについて丁寧な聞き取りを複数の教員、またそれはその直後、あるいはその後も続いてですが、丁寧な聞き取り、事実確認に基づいて、そしてまた当該児童生徒、いじめを行った児童生徒以外の周りの生徒からも時にその状況について話を聞き取ってまいります。

これは、とても大事なことですので、当然聞き取った内容は記録を行って、確認しながら、そのいじめ解決に向けたときの非常に重要な資料となります。その事実確認に基づいて保護者と連携をしながら解消に向けて、そしてその後の関係性の改善に向けて丁寧な対応をする上で、まずこうした記録に基づいて行っていくということですので、こうした記録はとても重要であることから、学校において、より正確に記録していると、そういうふうに認識しております。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 教育長から説明がありましたように、記録によって何が起きているのかが分かって、被害者やその保護者にとって安心感が得られるようなものであるというふうに認識させていただきました。

続きまして、同じく基本的な学校の対応、この中に児童生徒への支援とありまして、その文章の中に「必要に応じてお互いの人間関係修復に対する支援を行ったり、謝罪の場を提供したりすることで、いじめの解消に努める」というふうにあります。

この支援方法については、私は以前から指摘を続けてきたことであり、必要に応じてという言葉は加わりましたが、やはりいじめはけんかとは明らかに違うわけがあります。けんかとの区別、これが必要とされます。だからこそ、このようなけんか両成敗とも表現できるような対応では、問題点の把握が抜け落ちており、いじめの解消にはつながらないのではないかと。被害者が放置されてしまうという危険が潜んでいるのではないかと、これまでの私の経験から感じております。

学校でいじめを受けて、大人になられた人たちは、社会に出てから自分のことを理解して認めてくださる人たちに出会って、自己肯定感を取り戻してはきたけれども、学校時代にいじめを受けた経験が自分の成長につながったなどということは絶対に思えない一生の苦しみであり、心に残っているというふうにとなたも言われます。これだけの苦しみを人に背負わせる、このようないじめを子どもたちに経験させては絶対になりません。私は教育長もそのように思われておると思うわけであり、ですからこの文章の表現についての御説明を願いたいと思います。

お互いの人間関係の修復や謝罪の場の提供などという安直とも言えるような対応は、いじめられた側の人間にとってつら過ぎるのではないかと。教師に対する不信感を生み出さざるを得ないのではないかと。私にとっては信じられないような対応であるとも思えるわけですが、どのような御見解を持っておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 議員が言われることはそのとおりだろうなというふうに感じながら今受け止めさせていただきました。ただ、この文章につきまして、少し私の今解釈を申し上げますと、まず、学校教育において、いじめられた子ども、いじめを認知できたからには、学校はいじめられた児童生徒を最後までとことん守り抜く、どんなことがあっても。その立場は一貫して貫いていると思います。その上に立って、その子のその後の学校生活をより充実させるためには、いじめた子ども、

そしてその関係者との良好な人間関係、そして学級の中でもう一度充実した学校生活を送らせるためには、当該児童生徒を含めながら学級や学年の児童生徒とよりよい関係性を築いていく、そのことが次なる学校生活につながっていくという、そういう、そこには少し行間の中で文章上足りない部分があるようにも今受け止めさせていただきました。そして、謝罪の場というものも、これはそこに至るまでにはもう少しいろいろなやりとりがあったり、謝罪後、じゃあどうしていくのかという、次なるまだまだ対応はあるわけです。

そして、ここでいじめが解消したと断定してしまうならば、今議員がおっしゃられたような状況を生むわけですが、引き続きおおむね私の理解では、解消に至るまで、国も示しておりますが、少なくとも3カ月程度の期間は学校は丁寧にこの関係性を見守りながら、問題を解決図った後ですが。そうした一つとして人間関係の修復という要望を使用しているものというふうに理解させていただきました。

しかし、冒頭申しましたように、いじめは決して許されない、これは人権侵害であり、人として決して許されない行為である、だからこそ、いじめられた子を最後までしっかりと、解消し、その後の充実した学校生活を送るまで、学校は支援するという覚悟のもと、取組を進めていると、そういう認識でございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 教育長の先ほどの考え、私も同じように思っております。

次の質問をさせていただきたいと思います。

このいじめの認知の方法による分類の報告、これも記載されております。その内容は、このいじめに対してアンケートで認知した件数、いじめ認知件数63件中23件、次に、教師が子どもの様子から気づき対応した結果、認知に至った件数、いじめ認知件数63件中6件、児童生徒からの訴えにより認知に至った件数、いじめ認知件数63件中17件、保護者からの訴えにより認知に至った件数、いじめ認知件数63件中17件というふうにあるわけであります。

そこで、私が非常に心配に思ったことは、教師が子どもの様子から気づき対応した結果、認知に至った件数がいじめ認知件数63件のうち6件と非常に少ない。これはなぜなのだろうかと疑問を持ちました。どのような要因があるのかということ質問いたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 確かに私もこの文教民生常任委員会に報告された認知方法、

認知に至る分類というものは非常に大事な要件が入っているなあというふうに受け止めさせていただきました。

まず、先ほど議員がおっしゃられた四つの認知に至った件数につきまして、まずアンケートで認知した件数、これは全体の37%でございますが、この解釈として、まず、それでも学校において子どもたちはアンケートに記載すれば、教師は動いてくれると、書けば何らかの対応をしてくれると思って書いている数字と私は読み取れるわけですが、それは4割が教師を信じてここに記載しているわけです。そこを受け止めているからこそ、このアンケート認知件数が出てくるわけですが、これは決して短絡的には申し上げにくい、表現は難しいわけですが、子どもたちが教師、学校を信頼し書いている数字ということでもあります。だからこそ、意味があります。

先ほど議員がおっしゃられた教師が子どもの様子から気づき対応した結果、認知に至った、つまり教師が認知したアンテナを高く張っている教師たちが認知できた数は10%、低いわけですね、これ事実として。これはやはりいじめが見えにくい、いじめは大人の教師たちの見えないところで行われている、その可能性が高い、教師は、いろんな状況の中でアンケートから、それから授業の中で、またクラブ活動、部活動の中で、そして、休憩時間や放課後、時間があるときに「どう最近元気」、子どもたちとの話し合いの中から、いろんなところで察知、SOSを発していないか、そのことを気に留めながら、いじめの認知ということを行っておりますが、こういう数値にあるということが事実です。そして、あとは児童生徒からの訴えにより至った、これが27%と保護者からの訴えも同じく27%と、これが今の学校教育のいじめの認知の現状を示しているわけですが、これは今、私が申し上げたことは、やや私見に基づく分析かも知れませんが、そういう状況にあります。

だからこそ、いじめはやはり気づきにくいところで行われている。そして、SNSを通じて、それも含めて、インターネットの誹謗中傷も含めながら、なかなか見えないところで行われているんだということをいじめの基本認識として持って対応することが大事だと、こういう認識を持っています。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 確かにいじめは見えないところで行われているというふうなお考えもそうであると、現状であると思います。

そこで、もう一つ私が心配していることではありますが、今回、法律が制定されて学校がいじめを放置せず、しっかりと対応すべきであるというふうになされておしま

すが、現場への過重負担については、以前から子どもの権利を守る上で、私は心配をしておりました。そして、今その上、現在のこの新型コロナウイルス感染症への対応、これも加わり、思い悩んでおられる保護者や教師、そして苦しんでいる子どもたちがおられるということが今多くの市民の心を痛めております。ソーシャルネットワークサービス、SNSなども広く利用されるようになり、いじめ事案にもあるように深刻ないじめの類型となってきました。教師は、これに十分に対応できる知識、スキルを持つことも要請されております。学校現場のこの過重な負担の把握、これを適切に行う必要が重要であるというふうに考えておるわけですが、どこまでその状況を把握しておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 例えば学校現場の多忙感、これが今のいじめの認知、そしてそういうこととの関係性でどうなのかという、そういうことかと思うんですが、過重な負担という、確かに今、コロナ禍の中で、学校現場においてこれまでになかった新しい学校の生活様式のもと、これまで経験しなかった教育を若干手探りの部部も含めながら対応しておられます。

その中で、しかし、やっぱりいじめ問題というものは一番命にかかわる問題ということで重要であります。そうした中、やはりいじめ問題は決して後回しにせず対応していく、そういう体制が今学校の中ではとられて、またそして従来に比べやはりいじめを認知するということの意味、この中身が非常に浸透したといひましようか、やはり認知なくして子どもたちの解消にはつながらないんだという、そういう意識のもと、学校は積極的な認知に努めていただいております。

また、ネット上のいじめというものも非常に最近深刻な状況にあります。しかし、このネット上の誹謗中傷あるいはいじめにつながる事案というものは、学校の情報モラルの教育だけではなかなかこれは限界でございます。これはやはりこういったスマートフォン、インターネットの使用に関するまず第一義的な責任といひまするか、これはやっぱり家庭教育にありますので、このことも含めながら学校での取組と家庭との連携した、そういった取組を一層充実させることが重要であろうと、このような認識をしております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） ソーシャルネットワークサービス、SNSなどに対するいじめに対応していくということも法律の中に含まれていて、教師はこれに十分に

対応できる知識、スキルを持つことを要請されておるわけであります。ですから、本当にこれの上に法律が制定されたことによるいじめへの対応、学校現場はそのほかのこともこれまでもずっとしておられましたので、やはりいじめ問題、それから新しく出てきておりますソーシャルネットワーキングサービスの問題、そして、新型コロナウイルス感染症、これへの対応の問題、本当に学校現場において過重な負担、これが今起こってきているのではないかと私は考えておるわけであります。

ですからこそ、今学校現場の過重な負担の把握、これを適切にきっちりを行う、この把握が絶対に必要である、そうしないと子どもたちの豊かに生きていく権利が保障できないというふうに考えておりますので、学校現場の過重な負担の把握、これを適切に行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） ありがとうございます。教師の働き方改革、そして業務改善につきましては、本当に喫緊の課題、コロナ禍になる以前、この働き方改革、業務改善、事務の軽減ということは非常に社会問題となって一定進んできたんですが、このコロナ禍によってまた新たな課題が出てきたという、そういう認識であります。

把握につきましては、もう定期的に勤務時間の適正化につきまして、これは状況を把握しております。なかなかここが今学校現場において業務改善を図りながら、いろいろ学校の周辺の用務を軽減していっても、本来的な用務、これが増えていきますので、なかなか全体として改善が遅々たるものである。そういう認識でございますけれども、しかし、そうこうは言っておられません。やはり学校における働き方改革の実現なくして、このいじめ対応も含めながら教育の充実は望めない。やはりここは家庭や地域の協力も得ながら、本来学校がやるべきこと、そして地域や保護者にこれはお願いして共にやるべきこと。そういったすみ分けも非常に重要かと思っております。今後とも業務改善を含め学校現場の働き方改革ということは、これは力を入れて進めなければならないと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） まず、一番大切なのはやはり子どもたちの命を守るということであります。ですから、この子どもたちの命を守る上で、学校現場の過重な負担の把握をしっかりと行った上で、やはり加配等の職員増を図り、複数での対応などを考えていく、そのための予算、これをつけていく必要が私は今求められているのではないかとこのように考えておるわけでありますが、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 状況の改善のための人的な補強、強化、加配という考え方は、それはもうそのとおりなんですけれども、やはり小中学校において、少し限定していいますと、これは定数というものが一つこれは組み合わせられております。プラス市においては、特別な配慮を要する子どもたちへの市単独の支援員の配置でありますとか、また、宍粟市教育委員会としても様々な学校の課題に対して県の教育委員会に年度途中における加配の要望、その申請等も行いながら、可能な限りの人的なサポートを行っていきたいと思っております。

定数上の問題もありますが、引き続き県に対して加配の拡大も含めながら、人的な要求も含めて積極的に要望を上げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 教育委員会の教育長のほうの御回答がそういうことでありました。これにつきまして、市長はどのようにお考えなのかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 働き方改革を含めて過重な労働の軽減は当然今の社会でやっていかないと、子どもたちのための教育の提供、そのための意味加配ということもあるんですが、可能な限りこれまでもある意味加配にも努めておりますが、それにもいづれにしても限界がありますので、先ほど教育長が答弁申し上げたように、県のほうにも働きかけて、それぞれのセクションにおける加配もとっていただくように双方で努めていただきたいと思います、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 子どもたちの命を守る、人権を守るためにしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

続きまして、宍粟市内小学校で認知したいじめ事案につきまして、この重大事態においてはゼロ件という報告であります、本当に大丈夫なのかということがちょっと心に残るわけでありまして。今回、報告されたいじめ事案におきましては、重大事態ではないかと疑われる事案が含まれているのではないかと私は考えます。

国の定めた基本方針によりますと、重大事態に該当するかどうかは学校の設置者または学校が判断することになるということではあります、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校

の設置者及び学校は重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告調査等に当たるものというふうにされております。

私は、今回提出されましたこのいじめ事案において、重大事態として慎重に対応を続けていく必要性のある事案が含まれているのではないかとというふうに考えておるわけですが、どのような見解を持っておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） いじめ重大事態に関する法の解釈については、今議員が述べられたとおりだと、そのように理解しております。

その上に立ってでございます。まず、今回、常任委員会に提出された63件のうち重大事態についてはゼロという認識、これについては当然今議員が御指摘されたとおり、重大事態に至らずとも当然大変注視すべきケースがこれはあったと私も認識しております。それは、具体的に言いますと、この大きな被害に例えば身体被害あるいは財産被害、あるいは精神被害、これに至らずとも、引き続きそのいじめた生徒等との関係性も含めしっかりと以後の経過観察も含めながら、注視してこの問題を捉えていかなければならない、そういうケースがあったことは事実でございます。

ただ、このいじめの重大事態についての判断は、今議員がおっしゃられたとおりなんですけども、いじめにより重大なやはり被害の発生の疑いがある、あるいはいじめによりという、そういういじめとその被害との因果関係、この関係性から重大事態として認定するわけですけれども、全てのいじめ事案というのは子どもたちにとって当然誰も精神的には苦痛を感じている、そういう事案でございます。いじめというのはそういう性質のものであるんですけれども、その誰もがいじめを精神的な苦痛を感じているんだけれども、中でも一つとして精神被害、これは例えば医師の診断に基づいて精神的な苦痛から精神の疾患に至った、そういった場合は当然重大事態というふうな一つの例ですけれども、認定するわけでございます。それが法の定義に照らした重大事態の判断という、そんな認識もあるわけですが、ただ、法はそうなんですけども、そこに至らずとも先ほど申しました大変注視すべきケースがあるということは重々認識しております。そのケース等については、先ほど言いましたように、50件は解消したという判断であるけれども、引き続き10のケースについては、当然解消したという決して早い判断ではなくて、継続的な見守りや日常的な支援を継続しているという、そういう状況にあるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 私がこの重大事態に当てはまるのではないかと、今回のこの令和3年度の4月から7月のいじめ事案の中で質問させていただいていることの解決として、学校としての対応ということで書いてあるわけではありますが、いじめを行った生徒は謝罪が行われ、生徒Aは安心したと担任に伝えた。事案発覚後も生徒Aは欠席なく登校し、部活動にも参加できているが、学校はつらいいじめがあった事実を忘れず、引き続き十分な観察を行いながら、生徒Aの心のケアに全力で取り組んでいると、こんなふうに書いてあるわけでございます。

この表現におきまして、私の経験上、非常にその後がやはり心配されるわけがありますね。ですから、本当に学校としてこの全力で取り組んでいると言葉で書いてあるのは簡単ですが、どのような対応をされるのかということが心配なので、お尋ねしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 御指摘のケースは個別の案件ですので、私の口から具体的なケースのことでここで申し上げることは控えたいと思うんですが、しかし、対応につきましては、まず学校あるいは教育委員会だけの、これはある意味で独りよがりの解釈にならぬよう、対応が。例えば、こういった今御指摘のケースにつきましても、宍粟市のいじめ問題対策委員会という協議会を持っておりますが、その場でこの事案を報告させていただき、学校の問題の捉え方、それから今の対応の状況、今後の見守りの在り方について、その協議会の中でも意見を頂く、あるいは宍粟市に附属機関としていじめ問題の対策委員会、これを設置させていただいておりますが、このある意味第三者、その委員が参画していただいておりますが、ここにおいても今回のこの4月から7月に至る事案を御報告し、そして、専門的な立場から今回の事案についても、やはり今後ともこれは大変注意すべきケースであるというような助言も得ながら対応している、そういった助言のもとに学校として対応を今もなお継続して行っているという、そういう状況ということでございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 本当にしっかりと対応していってもらうことを強く求めます。

続いて、宍粟市幼保一元化推進計画につきまして、再質問をさせていただきます。

この宍粟市幼保一元化推進計画の計画期間延長についてのパブリックコメントには、先ほども教育部長のほうからお答えがありましたように、意見提出者数48人、

持参された方43人、郵送1人、ファクス4人、そして意見の提出の件数が67件、これだけがありました。

宍粟市においてパブリックコメントへの意見が67件も出されたというのは初めてのことでないでしょうか。やはり、子どもの心豊かな成長や子どもの幸せを願う主に女性の意見であったというふうに私は思っております。

家事や育児、あるいは介護等の忙しい時間を割いて、一生懸命に意見を記載されている御様子が文面から伝わってきました。私は、同じ女性としてその思いに強く共感をいたしました。しかしながら、市の教育委員会の意見への対応は、先ほども教育部長がお答えがあられましたように、今後の参考とするもの17件、それからその他の感想や質問など50件というようなことであったわけでありまして。そして、計画等に反映させるものゼロ件というふうになっていたのでありますが、それはどうしたことなのかということと、また、50件ものの意見がその他の感想や質問に分類されて、計画として反映されないというのは、どうしたことなのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） パブリックコメントへの意見の反映ということは、今回期間の延長、令和7年まで延長させていただくという計画でございましたので、その期間の延長についての意見としてパブリックコメントを実施したものでありますので、その期間のことについてはいろいろな意見をいただいておりますけれども、内容とかそういったものを変更するというものではなかったもので、パブリックコメントに反映するかどうかというところについては、そのように整理をさせていただいております。

ただ、たくさん意見を頂いておりますので、特にいわゆるその他の感想とかということについては、36件が早期の整備ということが一番大きなものでしたので、そういったところについては、早期の整備に取りかからなければならないというのは教育委員会の姿勢として持っておりますので、そういったところは推進に当たって取り入れさせていただいております。ただ、計画に反映するかというのは期間のことについての前回パブリックコメントだったものですから、そういったところへの具体的な反映ということにはなっておりません。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） そういうふうに前回尋ねたときも同じようなお答えであったかとも思うわけでありまして、そのほかの感想や質問に分類されたこの50件の意見

の中には、計画期間延長について配慮すべき貴重な意見、例えば現在の園舎は老朽化しており、すぐにでも建て替える必要があるのではないかというような意見とか、あるいは今回の改正は計画期間の延長だけでなく、園区の廃止等も盛り込まれており、十分な説明と議論を踏まえて改正すべきものと考えます。第2期計画として、策定委員会を設けるなど市民の意見をよく聞いた上で改正すべきものと考えますとか、あるいは公立幼稚園、保育所の理念や保育形態が望ましいと思われる保護者も一定数おられることに配慮して、公立こども園の整備についてもっと積極的に考えてほしいというような意見もあるわけであります。

私は、やはりそのような貴重な意見をしっかりと取り入れて計画に反映をさせていくべきなのではないか、延長といたしましても、その期間延長について配慮すべき点として、その貴重な意見は取り入れるべきなのではないかという考え方を持っております。教育委員会の定めた方向性しか受け付けないというようなまま計画を進めていく、これはやはり大きな問題であると思います。このパブリックコメントの意見に対する市の考え方を、意見を提出してくださった皆さんにしっかりと返しておられるのか、そしてその皆さんが納得された対応をしておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 御存じかと思えますけれども、パブリックコメントの制度については、頂いた意見については回答するという形で公表も当時させていただいておりますので、回答のところについては、そういった手順をとっております。ただ、たくさんの意見を頂いておりますので、計画反映、いわゆる期間を延長するという今回のパブリックコメントに載せた計画については、期間の延長ですけれども、たくさんの意見を頂いておりますので、そういった意見については個別の推進に当たりましては参考とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 参考としてくださっているということで、ちょっと具体的にどのようなところを参考に挙げておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 今後の参考とさせてもらったのは、17件以外に先ほども申しましたように、非常に多かった一日でも早いこども園の整備ということで、それは教育委員会の姿勢として、パブリックコメントが延長してから2年、3年と年度がたっておりますけれども、そのところについては早期整備という姿

勢はこの間も説明をしておりますし、それが一番望ましい形であるというふうに教育委員会は考えています。

また、市民の意見を聞く機会をとということで、今、山崎地区の整備に当たって、それから城下地区の整備に当たって、そういった市民の意見を聞く場というのを設定しております、そういった機会を通じながら意見を聴取するというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 宍粟市の今回つくられましたその基本計画におきましても、参画と協働、男女共同参画の推進、これを非常に大きく掲げておられるわけでありますけれども、今回のこのパブリックコメントの意見への対応の現状を鑑みると、主体的に参加しようと思っても、やはり市あるいは当局が決めている方向、その報告以外の意見を受入れようとしないうようなところが見受けられますので、いくらたくさん一生懸命意見を書いたとしても、もう受け入れてもらえないのではないかなというように思いが生まれてしまうのではないかなと、そのような不安を私は覚えております。

それで、今回のこのパブリックコメントのようなことが行われるようであれば、このような先例をつくってしまえば、この男女共同参画の推進という大きな計画、これも進まなくなってしまうのではないかなという不安を覚えております。

あらかじめ、当局が決めた方向というものが例えあったとしても、これだけたくさん女性の皆さんが自分の意見を述べておられるわけであります。そして、大変忙しい時間帯を割いて力いっぱい意見を述べられておられるわけであります。私はやはり今後の男女共同参画の推進、これを真に実現するためにも、その他の感想、質問などに分類されておりますこの50件の意見をきっちりと反映していく、この多くの女性たちの思いを受け止めていく、そのような姿勢を持っていただきたい、そのように考えるわけでありますが、教育長はどのように思われるのか、また、今回の件に対して市長はどのように思われるのか、御質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） ありがとうございます。パブリックコメントという趣旨は重々理解しております。50件のその他ということ、この件名のこの期間延長ということへのその趣旨以外のその他ということではございますが、中に園舎の老朽化の問題、それから必要に応じて策定委員会を設けて市民の意見をやっぱり聞くべきじ

ゃないかという、そういった意見は非常に貴重な意見というふうに受け止めさせていただきます。50件全てにまずはしっかりと受け止めさせていただいて、そのことがどれだけ具体化できるかということは様々な協議の場でもありますとか、引き続きの市民の皆様の意見をお聞きする機会を、これは積極的に持ちながら、具体化できることは具体化していくべきだなと思っておりますが、まずは、受け止めさせていただいているということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 幼保一元化推進計画のことにつきましては、先ほど教育長が申し上げられたとおりだと思います。これからの実行に当たって意見をいろいろとなされると思います。基本的にはおっしゃったとおり、男女共同参画推進を含めてジェンダー平等、また同時にそういった意味では多くの皆さんに市政に参画していただく、この理念は当然でありますので、その理念に基づいて進めることは重要だと、このように認識しております。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 多くの女性がやはりたくさん意見をしっかりと持っておられます。そういった意見が出てきた場合はしっかりと受け止めていただきたい。そして、男女共同参画の推進、これを言葉だけではなくて、しっかりと現実に進めていただきたいと思っておりますので、そのあたりのところをしっかりと考えていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、9番、山下由美議員の一般質問を終わります。

この後、午後1時まで休憩に入ります。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

これから、大畑利明議員の一般質問を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

2点の質問をいたします。

まず1点目は、雇用創生協議会の問題でございます。

実践型地域雇用創造事業の不正問題の解決について質問をいたします。

この問題は、私は定例会のたびに質問をさせていただいておりますが、いまだ解決に至っておりません。解決に向けて何をされているのかお伺いしたいと思います。

返還金に税金を使うことはないと言市長は明言されておりますが、どのように取り組まれているのかということをお伺いします。

また、委託金の不正受給が発覚してから、本来すべき事業、雇用創造事業が頓挫をしたままになっております。市及び市長の責任感の欠如など、検証委員会から厳しい指摘を受けておりますが、その影響を受けているのは、ミツマタ栽培や加工などに取りくんでおられた市民でありますとともに、今では職業の安定や人材開発支援などの国の助成金の活用をちゅうちょされている市内の事業者もあるというふう聞いております。いたずらに解決を先延ばすことはあってはならないというふうに思います。未返還額の現状、解決への道筋についてお伺いをいたします。

また、市が同意をされて始まった事業でございます。今後この事業をどのように進めようとするのか、どうされるのか、お伺いをいたします。

続いて、新病院の問題であります。

かねてからお訴えをしておりますように、身の丈に合った市民病院の建設を望むと、そういう市民の声もありますし、そういう観点から、何点か質問をさせていただこうと思います。

新病院の整備に係る基本計画案が示されました。通常とは違い、宍粟市の場合は先に土地を購入し、場所ありきで整備計画が進められております。これら経過を良としない市民も少なくありません。また、これだけの大事業に対して、市民の合意形成が図られたとは到底思えません。この病院が適正規模、あるいはこの場所が最適であるという明確な根拠を市民に示していく必要があると思います。特に、将来の負担を背負うことになる方々、その方々が後にこの病院が何を根拠に建てられたのか、理解や納得ができることが大変重要だと思います。そこで質問いたします。

新病院の開院時のベッド数、2025年のベッド数170床というふうにされておりますが、病床数の決定は将来の人口や医療の需要、そういうものから開院後の推移、つまり、まちの将来像を視野入れて決めていく必要があると思います。2025年ではなく、2040年及び2050年という先の病床数の必要量、この推計を幾らと考えておられるのか、1点お伺いします。

立派な病院は誰しもが望みます。しかし、片方で負担できる範囲のものでなけれ

ばならないというふうに思います。新病院の規模や事業費124億円が適正なのかどうか、その算出根拠をお伺いをいたします。

仮に、現時点で公表されています124億円であるとした場合、病院と市が負担する金額はそれぞれ幾らになるのかお伺いをいたします。

124億円に含まれない関連事業、あるいは今後新たに必要になる事業にはどのようなものがあるのでしょうか。それらに対する事業費などをどの程度考えておられるのか、お伺いをいたします。

新たな候補地であるがゆえに、多額の事業費並びに関連事業費が必要になります。一方で、人口が減少する将来のまちの姿を考えた場合、現在示されています基本計画の規模、場所、これらは身の丈に合った適切な規模の病院と言えるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。大きく2点であります。1点目は私のほうで、2点目については総合病院の副院長のほうから具体的なことも含めて答弁させたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あらかじめ、特に1、2、3に絞られて御質問もいただいておりますので、その観点で御答弁申し上げていきたいと、このように思います。

1点目の返還金等の状況であります。雇用創生協議会へ委託金の返還命令があり、その後の返還の状況であります。改めてであります。令和2年4月30日に約1,200万円を返還した後は、返還に至っておりません。

未返還額、元本は2,353万409円で、12月8日時点における加算金は373万1,694円、延滞金につきましては188万8,878円と、このような状況であります。

2点目の公費での負担はしない、どうするのか、道筋はと、こういうことではありますが、これまで御答弁をしましりましたとおり、公費での返還は行わない、これは当然のこととして考えております。また、3期目での解決の道筋につきましては、兵庫労働局とも相談あるいは指導を仰ぎ、取り組みたいと説明もしてまいりました。

そのような状況でありましたが、コロナ感染症が少し落ちつき、先日ようやく兵庫労働局と面談を行うことができました。いわゆる初めて具体的な話を双方の観点から話し合いができた、ということでもあります。法的措置を行い、不起訴処分

となった後、初めて兵庫労働局と状況報告や、あるいは意見交換を行うことができた、こういう状況であります。それも踏まえながら、今後も相談や協議を行いながら、解決に向けた取組を進めたいと、このように考えております。

3点目の実践型雇用創造事業についてであります。これは、雇用創生協議会が事業計画を策定し、地域の活性化のため、仕事や雇用の創出を目的とした事業で、国が評価、採択をしまして、雇用創生協議会が受託した事業であります。

また、市におきましても、地域の活性化や雇用の創出などの課題を認識し、それぞれこれまでも事業を実施しておりますが、雇用創生協議会の受託事業と市実施事業は重複するものではなく、同じ目的であっても事業は別々のものであります。

また、実践型雇用創造事業につきましては、委託金の不適切な支出により契約解除となりましたので、この受託事業は終了したものであります。

市におきましては、引き続き人口減少対策を軸に地域の活性化、あるいは雇用創出に向けた事業の展開を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私の方からは、新病院建設につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新病院におきます病床数の関係でございます。

先般実施いたしましたパブリックコメントの際にも基本計画案の補足資料としてお示ししたところでございますが、一つには、入院患者数積算の基礎となります人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が公表いたしました「日本の将来推計人口」を参考に、二つには、病床稼働に影響を及ぼします平均在院日数につきましては、100床以上200床未満の類似病院の平均値を参考に、三つには、地域医療構想で求められております回復期医療への転換や近隣の医療機関の状況、新型コロナウイルスの影響により入院患者数の減少の影響が少なかった期間、具体的には令和元年6月から令和2年4月でございますが、の急性期病棟と回復期病棟の実績などを加味いたしまして、総合的に検討しました結果、開院時の病床数として170床を設定させていただいたところでございます。

2040年及び2050年の病床数必要量の単純推計値につきましては、基本計画案の補足資料におきましてもお示ししておりますとおり、高齢者の推計患者数をもとに積算した場合には、2040年が169.3床、2050年が145.5床、市内・市外の患者数をもとに積算した場合は、2040年が153.5床、2050年が126.5床となりますので、将来的には、ダウンサイジングしていくことが求められることも視野に入れておく必要はあると

考えておりますが、開院時の病床数としてはやはりこの西播磨北部の基幹病院として医療難民を生み出さないためには、170床が適当ではないかというふうに考えているところでございます。

2点目の事業費の算出についてでございますが、基本計画案におきましても御説明しているところでございますが、工事費は、公立病院の発注実績や国土交通省の建築着工統計における公立病院の工事費予定単価等をもとに、設計費は、国土交通省が定めている設計、工事管理等に係ります業務報酬基準等をもとに、医療コンサルタント業務及びコンストラクション・マネジメント業務費用は、業者からの参考見積もりをもとに、医療機器等の整備費などにつきましては、公立病院の事例を参考にそれぞれ概算事業費として算出しており、総額124億円余りということで計上させていただいているところでございます。現時点におきましては合理的な算出方法として考えているところでございます。

今後、医療コンサルタントや設計業者、工事業者などの関係者との協議の中で概算事業費の124億円につきましては精査していくことになるかと考えております。

基本計画案におきます本体病院棟の総面積につきましては、設計業務を行っていないため、積み上げた積算を行うことができません。そのため、他の自治体病院の建築事例の平均値を参考にいたしまして病床1床当たりの面積を86平米と仮に設定し、開院時の170床に、播磨姫路圏内の必要病床機能の変動や周産期医療の拡充等に対応できるよう、10床程度の追加整備スペースを確保することを想定し、標準的な目安として1万5,480平方メートルを設定しておるところでございます。

なお、今後着手いたします基本設計段階におきまして、新病院において必要となる各諸室や必要面積等を算出し、それらを積み上げて適切な規模を決定することになります。

また、新病院建設に係ります事業費の病院と市の負担する金額についてでございますが、事業費の返済計画につきましては、事業費の大部分を地方債により財源確保することとしているため、ざっくり申し上げますと、地方債の償還として整理していくことが妥当と考えております。

市の負担額につきましては、地方債の償還が、工事費に係るものは30年、医療機器等に係るものにはありましては5年の分割払いで返済し、この事業費負担は、病院が50%を、市が50%をとということで、均等に折半をいたしまして負担します。ただし、市の折半分のうちその半分は国からの交付税措置が受けられるということになっております。そういった意味で、市の負担ベースにつきましては、開院後の5年間

はやや増加する見込みでございますが、6年目以降は今と変わらない負担ベースとなる見込みというふうに考えております。

なお、事業費の返済計画につきましては、新病院の整備事業に係るものを加え、医療機器等の定期的な更新に係るものがありますので、これらの費用も含めました試算を行い、基本計画案の収支試算結果の表におきまして、一般会計で負担していただく見込額をお示ししているところでございます。

3点目の現時点の関連事業等についてでございますが、建設部の所管にはなりますが、新たにを設置をいたします進入路、これ市道でございますけれども、の設置工事があり、今後、設計業務と工事に係る事業費を計上することになります。

また、旧病院の建物等の撤去関連事業につきましては、今後の会計上の処理といたしまして、新病院の敷地を病院事業会計で取得し、旧病院の建物と敷地を一般会計の財産として所管替えを行うことを想定しているため、旧病院の建物と敷地の利活用の方向性が見えてきた段階で、一般会計において必要な費用を計上することになると考えております。

4点目の基本計画におきます病院の規模等についてでございますが、設計業務を行っていないため積み上げた積算を行うことができません。そのため、先ほど御答弁申し上げましたとおり、病院本体にありましては、自治体病院の建築事例の平均値をもとに病床1床当たりの面積を86平米と仮に設定し、開院時の170床に播磨姫路圏域内の必要病床機能の変動や周産期医療の拡充等に対応できるよう、10床程度の追加整備スペースを確保することを想定し、現時点における標準的な目安として、1万5,480平方メートルと設定しております。

今後、病院整備事業を進めていく中で、医師をはじめとする医療従事者との調整、医療環境の変化への対応などを考慮した設計を実現していくため、基本設計段階におきまして、医療従事者や設計業者等の関係者間での協議を踏まえ、必要となる各諸室や必要面積等を算出し、適切な規模を決定していきたいと考えております。

なお、建築場所につきましては、これまでも御答弁申し上げてきたとおり、新病院整備事業を円滑に進める上におきましては、適地と判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、雇用創生協議会の不正の早期解決ということで、今日、市長から初めてで

すけども、11月に面談があったというお話がありました。最近議会に報告がございませんので、少し今日はそのお話で具体的にどういうふうに解決に向かっていかれるのかということをお伺いしたいというふうに思って質問に挙げさせていただきました。

実は、私も労働局に行ってみりました。現在の未返還額の状況、あるいは市民が非常に困っているということでの一日も早い解決を国として図ってほしいというお願いにまいったところでございます。

それと、もう1点は、これまで人口減少、雇用不足等々で苦しんでいるこの地方にこの事業を採択をされた国として、この事業を引き続いて実施できるような、そういう取扱いについてもお願いに行ってきたところでございます。

まず、その事業の再開については、市長からあったように、実践型雇用創造事業はもうございません。もう宍粟市がこれやってからなくなりました。新たな事業があるそうでございますが、3年間のペナルティーがあるそうです。ですから、一日も早く解決をしない限り、なかなか先ほど地域の活性化や雇用創造に向けてやるというふうにおっしゃいましたが、なかなかそう簡単にいくものではございませんので、まず11月の面談でどういうことが話し合われて、どのように解決をされていくのか、具体的に話してください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大畑議員も労働局へ行かれたということをおっしゃったので、ひょっとして概要をお聞きになっているかも分かりませんが、基本的には先ほど冒頭申し上げたとおり、コロナ禍の状況の中でなかなか双方がお会いして指導を仰いだり、あるいは状況確認することができない状況でありました。実は、10月の段階でということだったんですが、労働局もいろんな状況がありまして、11月にお会いしてきたと、こういう状況であります。

初めて考え方をそれぞれつぶさに話しする中で、今後の方向等についてもお話をすることができました。しかし、それがどう動いたかというところまでは至ってないので、実態としてお会いできて双方の状況を確認できたという程度だと、このように思っています。特に、大きな観点からいいますと、まずもって、こういった状況の経緯、経過について私のほうからも御報告申し上げて、その状況については双方で確認することができました。

それから、市としての思いと、雇用創生創造協議会の会長としての思い、分離して話しする中でも、そのことについても理解をしていただきました。

その中で、協議会の会長として、一つは、何とかこの利息についてストップをかけてもらえないかと、こういう話もさせていただきました。ただ結論は出ておりません。まず話を出させていただきました。

それから、協議会の構成員の状況、どういった形で構成できたのかということについても話をする中で、その理解も双方、どういう立ち位置が違うわけですが、どういう理解をしていただいたかは別として、宍粟市としての、あるいは私としての考え方をお話しすることができました。

それから、事業の実質は結局不適切な支出という状況の中で、何がどうかということの大枠の確認、セミナーの開催状況、それからいろんな状況についての再度確認をしたと、こういう状況であります。

それから、協議会の会長として、捜査機関に委ねるということで、法的な措置、いわゆる業務上横領も含めまして、特定の方を絞り込んで告訴したわけですが、結果として嫌疑不十分で不起訴ということになりました。その状況も報告をさせていただきました。

それから、もう1点は大きなところでありますが、その状況を聞く中で、なぜ今日までこの問題が解決できないのか、あるいは民事の問題も含めていろいろ議論をしたところではありますが、まだ具体的にどうのこうのというんじゃないんですが、結果としてそれぞれ個々に委託金をいわゆる不正に着服しているということがなかなか現実難しいと、そういう状況ではないというところ、この問題についてちょっとまだすり合わせがあるんですけども、そんなお話をさせていただきました。

結論から申し上げまして、兵庫労働局は、何としても一日も早く解決して、返還金のほうの回収に努めてもらいたいと、こういうお話でありました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、これまでの状況、これからのいろんな在り方、さらに今後の進め方についてもこれからも国としての方向性をもって、できるだけこれから議論をさせていただきたいと、こういうことでもあります。最初の第1回の初めの話でしたので、それ以上については今進んでいないということでもあります。

したがいまして、結論から申し上げまして、進んだわけではありませんので、議員協議会を含めて議長に報告することの持ち合わせがなかったものですから、こういう状況に至ったと、こういうことでもあります。

それから、雇用創生事業の先ほど3年というのは、協議の中では私はそれを聞いておりませんので、その話についてはちょっと触れることができません。

ただ、冒頭申し上げたとおり、協議会としてのこの雇用の問題だったり、地域の

活性化の問題と、市がこれまでもやっておる地域の活力、あるいは雇用の創出、これとは区別して、市が当然やるべきことはやっていかないかと、このように思っておりますので、そのように御理解いただいたらありがたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 3年間のペナルティーは国の話ですけども、それとは別に市としてこの事業は継続してやるつもりがあるというふうにおっしゃったんですか。確認させてください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、この事業は一旦打ち切っておりますので、この事業はやらないと。ただ、市としてやるべき事業について、雇用の創出あるいは地域の活性化事業はこれまでもやっておりますので、いろんな施策を投じてやっていきたいと、こういうことであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） この事業をやるということで、ミツマタを栽培をされたりということ、耕作放棄地対策に取り組んでこられた、ミツマタも相当大きくなっているそうです。あるいは加工にも携わられた。その事業はもうやらないということよろしいんですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） はい、そのように理解していただいたらと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 先ほど11月に面談されたことで、いろいろのお話がありましたけども、この間、この問題に関わってこられた市の職員の方々、幹部の方々、そして市長、何か第三者的に捉えられている気がしてならないんですね。もともと国も、私が労働局で言ったのは、この過疎の地域に雇用を生んでいこうとする国の考え方、その事業を受け止めた市、そして事業をやろうとした民間の方々、ですから国も市もこの宍粟市に何とか雇用の場をつくっていかないとということで取り組んでこられたことですよ。それがこんな問題発生しとるわけですから、早く解決するのは自らの問題じゃないんですか。そのことをずっと申し上げているんです。それがずっと放ったらかし、もう2年になりますよ、来年の4月で。事業が始まってからはもっとなります。今4月というのは返還命令があつてからの話ですけどね。令和2年の4月に返還命令があつて、もう3,000万円に來ているんですよ。だから、

利息をまけてくれとかいう話じゃなくて、解決ですよ。そういう主体的にやろうという、そういうお気持ち、もう一度聞かせてください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大畑議員はどう思っているか分かりませんが、私は毎日この問題をどうやって解決したらいいのかなあと、それから一日も早く市民の皆さんに安心していただけるように何とかやりたい、これは決して偽りではありません。そのためにどういう手だてでどうしたらいいのか、まず不適正な支出に関わっていた人にきちっとこのことをやってもらわんならん、これはこれまでも申し上げたとおりであります。ただ、その方々も市民の皆さんもいらっしゃいますので、あるいは、しっかりやれよということも協議会の総会でもいただいております。そのことを日々忘れたわけではありません。

ただ、なかなか非常に難しい課題もたくさんあるのも事実であります。ただそのことを決して、私も含めて関わった職員も放っておるわけではありませんので、そのように理解をしていただきたいと、このように思います。

それと、もう一つは、地域の活力や雇用の創出、あらゆるジャンルでやっているわけではありますが、それはそれとして、市は積極的にやるべきことはやっていかないと、こう思っています。ただ、今回の不正と言われる、いわゆる不適切な支出に関わったこの創造事業については、今ストップをしておりますが、これはその事業は国が採択をして、市も関わりを持ちながらということであります。検証委員会からも市の関わりについては甘かったんじゃないのと、この再発防止とか、あるいはその解決に向けて努力しなさいと、これについてはいま少し時間がかかっておりますが、決してその方向は否めないことだと思っております。いろいろ苦勞しておりますが、決して諦めている、あるいは放ったらかしというわけではありません。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 1回目の質問の中でも申し上げましたが、迷惑されているのは市民の方ですよ。この間携わってきた方々、そのことについてもうやらないというふうにおっしゃった。それから、地域で雇用を何とか生もうと、人材開発に取り組もうとされている事業者もこういう国の助成金を受けるにちゅうちょされているという、そういう影響も出ているわけです。ですから、いち早く解決をしてくださいということをおっしゃるわけです。

こちらにどういう反問権がないですから、なかなか言いにくいでしょうけど、私たちがこういうやり方があるとかいう話じゃないんです。自らで解決をするとおっ

しゃった、道筋をつけるとおっしゃったんで、そのことをやっていただきたい。私たちは労働局に対して早く解決できる措置をとってくれということを行いました、私は。労働局は、今、法務省とも協議をしているというお話でございました。それは法的措置も含めての話でしょう。だから、いつまでも延ばすことはできないと思いますし、時効ということに持ち込むことも難しいと思いますよ。ですから、市長も顧問弁護士を使っておられるんでしょう。ですから、顧問弁護士、市の税金使ってやっているんだったら、ちゃんと解決する方向を示していただきたい。逆にそういうことをきちっと市民に説明をして解決の道はこうなんだということを示していただきたいということをお願いしています。もう一度お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この事業の中で市民の皆さんも主体的に関わった人、それからいろいろな関わりで関わった人もいらっしゃいます。そのことを承知しております。当初から自分たちで何とか地域の活力を求めて、自分たちでやりたいんだと、市長何とかこの先頭に立ってやってくれと、こういう制度だからと、こういうことで私も会長を受けた経緯があります。受けた以上はその責任があるわけですから、その責任において解決をしていきたいと。

ただ、いろんな方々も積極的に主体的にやろうとされた方も、私はその解決に向けていろんな努力もお願いしておるところであります。ただ、今一枚岩になっているとははっきり申し上げられないところあります。今後、そのことも含めて何とか私のこの期の中で、与えられた任期の中でしっかりできるだけ早く解決をしていきたいと、このように思っています。

それから、もう一つ、労働局へ行かれたということでもありますし、労働局のほうも何とか、場合によっては私自身も告訴していただいたら結構ですと、そういうことも含めて国も早く解決できるように、地方自治体の長たる私、あるいは協議会の会長の私も非常に苦勞しておるんだと。何かいい手だてがないのか、場合によっては私個人を法的に訴えていただいても結構ですと、そういったことも含めながら、ぜひ道筋を早くつくってほしいということも含めて話をしております。そういうことも含めながら、可能な限り、市民の皆さんの中には不安を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃることも承知しております。できるだけ早く道筋ができるように努めていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 道筋は市長が自ら示していただきたいということで、もう

これ以上やりとりすることはありませんので、もうこの定例会でこの質問をしなくてもいいように、一日も早い解決をお願いしたいということで、次の問題に入らせていただきます。

新病院のことにつきまして、これまでいろいろ提示されている説明を再度いただいて申し訳なかったんですが、私は、今の基本計画について、このままでよいということに対する大きな不安を抱いております。それで、質問をさせていただくわけですが、理由は後で述べます。

私、加西市民病院を一つ参考にさせていただきました。これは検討委員会の中でもその意見が出ていたようでございますが、加西市民病院は人口4万3,000人で建替えをやりますが、現位置建替えです。そして、既存の病棟、まだ使える病棟を残しながら先ほど副院長がおっしゃった将来のダウンサイジング、病床数が減っていくことを十分念頭に置いて現在ある既存の病室を生かしながら、適正な規模の病院を建て替えるというようなことのようにございます。そして、少し宍粟市と将来の推計が違います。加西のほうが病院は大きいはずなんですけども、2020年の病床数183病床、2025年157床、2050年96床、このように人口推計、あるいは将来の受量数、要するに患者さんですね、どれだけの入院が必要かというようなことを推計して出されております。

私どもの宍粟市は、全く新しく移転をします。ですから、この既存のものを使えないわけですよ。ですから、最初に180のものを用意しておかなければいけないという話になるわけです。ここが私は非常に心配なわけです。宍粟市は、単独建替えだから心配なんです。必要以上にお金が必要ということで心配なんです。

ちょっと認識がこの全体的にまだ甘いんじゃないかなと思うんですけど、今言いましたように、新しいところへ行くがゆえに、いろんな費用が要りますし、最初に今難民患者をつくってはいけないということでの今のキャパをつくればいけない。将来のことも分かっておきながら、今のサイズをつくらなければいけないということと、新たな関連の事業費をどんどん使っていかなければいけない。そして、宍粟市の南部のほうに行きましたから、アクセスも今後整えていかなければならない。災害対策もやらなければいけない。地盤がどうか分からない。そういうことにもお金をかけていかなければならない。いろんなことがこれからかかってくると思います。こういうことをしっかりみんなで議論する必要があるというふうに思っております。

二つ目には、国の流れに対して、これでいいのかということなんです。国全体が

もう人口減少です。日本全体が。その中で社会福祉や医療、こういうものが見直しをされておりますけども、医療の方向も病院の統合、あるいは再編です。そして、今の病床数をどれだけ減らしていくか、ダウンサイジングするか、このここに減らしたところに手厚い助成をするというのが今の国の姿勢なんです。ですから、交付税25%とおっしゃいましたが、ダウンサイジングするところは40%です。それとか、ダウンサイジングするところはもともとあった病床が運営されたという前提で財政支援をするというふうにもう国が言っているわけです。合併のときに言われたことと同じですね、市町合併のときに言われたのもそういうことです。そういうふうにしてまでも急性期病棟をもっともっと今より減らしていくという国の方針があります。しかし、宍粟は単独で戦えると言っているんです。国が認めますよ、地元が単複でやると言うてんやったら、それはどうぞやってくださいと、そのかわり通常の財政措置ですよということなんです。西播磨もそうでしょう。宍粟市がお建てになるんだったら、たつのは建てる必要がなくなります。あんな近くに建ててもらえるんですからね。だから、西播磨で調整会議も異論は出ないですよ。そういう中、この今宍粟市が病院を建てるという話を進めているんだということをまず前提条件として抑えていただきたいんです。

そこで私は不安があると言っているんです。そして、これから将来、私たちはもう亡くなりますよ、2040年、2050年といったら。若い人がこれからこの負担を背負うんです。今と変わらないとおっしゃったけども、人口が減る中で今と同じ財政負担やったら変わらないんじゃないんです。増えるんです。ごめんなさい、ちょっと語気が荒くなりましたけど。それだけ私は不安を抱えていますし、将来に責任があるというふうに思っているんです。そのことをもっともっと市民と一緒にあって議論して、このままやる、今がいいんだということだったら、その覚悟が要るんです、私たちに。将来の人たちに覚悟が要るんです。そういうことを、あるいは病院で負担がこれから増えてきたら、一般会計からどんどん入れていかなければいけない。他の行政サービス、教育や福祉をもっと削っていかなければならないでしょう。そういうサービスも削られるということを経験しなければいけないということを市民に言わなければいけないんです。それを隠してこのまま行くということは、私は絶対してはならないと思います。そういう意味で今日は質問に立たさせていただいております。どうか、しっかり答えていただきたい。まず、その前提条件、そういう認識でもし違うんだったらおっしゃってください。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 非常に大畑議員が将来に向かって御不安を抱かれるのもある一面ごもっともだと思いますが、その御不安を抱かれたうちの一つであります、その加西市民病院のお話が出ておりますけども、新病院の整備検討委員会ですよね、神戸大学の教授を委員長にしました。その中でいろんな選出区分の委員の方がいらっしゃいましたけども、加西市民病院の例も挙げたお話はございました。病院として、そのときに申し上げましたのは、やはり加西市民病院を取り巻く医療環境と、我々を取り巻く医療環境はちょっと違うと。具体的に言うと、加西市民病院につきましては、御存じのとおり、北播磨医療センターという市民病院同士が統合されたかなり規模の大きい病院が比較的近くにあります。もうちょっと南へ下がると、加古川の市民の中央病院というまた大きい病院があります。こういった非常にある意味医療環境に恵まれているエリアとも言えます。

一方、この西播磨の地域に目を向けてみますと、今でもそうなんですけども、我々は播磨姫路の医療圏域ということになりまして、今であれば製鉄記念広畑病院や姫路循環器病院、あるいは日赤病院等々といろいろと高度医療については御支援いただいているようなところがあります。来年には、播磨姫路という大きい県立病院が姫路の駅前にできます。我々としては、その病院と今まで以上に緊密にタイアップをして、高度急性期医療についてはつつがなくやっつけていこうと、こういうことであるんですが、残念ながら加西市民病院と比べますと、距離間が大分違うということで、そういった中では加西市民病院におかれましては、比較的大きな病院が近くにあるということで、ダウンサイジングについてもかなり大胆に切り込みをなされました。もちろん我々も先ほど御答弁申し上げましたように、2040年、2050年に向けて決して今の170床を何の問題もなくキープできるかということ、やはり人口推計的に言うと、懸念材料はあるのは事実であります。ただ、この西播磨の医療圏域の全体を見渡す中で、今でも大体市内の市民の方が患者の8割を占めてますし、2割の方はその他の市外からお見えになっていると、こういう構図の中で、その2割の市外の方というのは、当院にお見えになったり、また他の医療機関に行かれています方もいらっしゃるとは思うんですけども、全体的に人口減になる中で、今の医療機関、規模の大小にかかわらず、この西播磨全体の医療機関のこの資源がこのままキープできるのかというふうに考えると、恐らく幾ばくかの淘汰はあるだろうと思われれます。そういった中で、我々がやっぱりその基幹病院としてしっかりとその役割を果たすべく、当然いろいろ厳しい環境はあるんですけども、頑張っていけないといけないんじゃないかという強い思いを持って臨んでいるところであります。

また、2点目の国の流れのお話でしたが、おっしゃるように国は再編、統合、ネットワーク化というような動きがあって、それに対して比較的手厚い財政支援措置というものも一方で用意しています。

令和元年ぐらいでしたかね、唐突に厚生労働省が全国的に病院の統廃合プランをバーンと打ち出して、非常に物議を醸しまして、やはり地域の僻地病院、地方病院についてはかなり紛糾をして異論が出ました。あまりにも一方的だということ。ただ、そういった中にはありますが、当総合病院につきましては、厚生労働省さんが統合の網をかけたその範囲の中には我々はかかっておりませんでした。ということは、裏を返せばやはりいろんな地域性を考えたときに、この単独の公立病院としてしっかりその地域医療における役割を果たしてほしいと、果たすべきだという国のジャッジがある一面現時点ではあったんではないかと思っていますし、そういった意味では我々の思いと軌を一にしていると思っています。

その結果ということで、非常に大きい事業費を手厚い財政措置を反面受けられないというデメリットはありますけども、先ほどお示しした124億円もあくまで現時点で考えられるいろんな要素を踏まえた概算事業費でありまして、その124億円をつつっぱい使うとか、そういう思いは決してあるわけではなく、できるだけリーズナブルに、そして安かろう悪かろうじゃなくて、質の高い医療を提供できる、そういう環境整備をしていきたいという思いはありますけども、コスト面でいうたらできるだけリーズナブルにしていきたいという思いがありますんで、思いは思いですけど、その結果いろんなやっぱり建築業界の状況というのが今後どうなっていくかというのは、まだ予想はできない面もあるんで、確約はできませんけども、そういった思いで、将来市民の皆さんの御負担が少しでも減るように頑張っていきたいと思えますし、また、市長のほうも機会があるたびにそういった僻地病院、地方病院がしっかりとした経営をできるよう、いろんな機会を捉まえて、また支援を働きかけていきたいともおっしゃっておられましたんで、そういうことを踏まえて今後とも我々は臨んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 加西と全く環境が違うというのはよく分かります。それだけ恵まれた加西であっても、既存の病院を活用しながら、ダウンサイジングに対応するとしているわけです。そして、既存で足りない部分について周辺の病院との連携を進めていくと、そして、将来人口が減っていくことに対応していくというふうに

言ってるわけです。宍粟市はそういう恵まれた環境にないのであれば、なおさら新しいところに土地を移転して新しいものを建てるなんていう方向じゃなしに、また、単独でやるんだという、そんな横暴なことじゃなく、どこかと一緒にやるとか、もっと財政的な援助を受ける方法とか、いろんなことを検討する必要があるんじゃないかというふうに思いますよ。でも、土地ありきで、そこに建てなければいけないという前提で進んできていることに大丈夫ですかということをおっしゃっているんです。条件が悪いだけに、そういうふうに申し上げているんです。なぜ、宍粟市民だけが負担をしていかなければならないのか、そして、人口がどんどん減っていく、そういう状況です。

そして、今でも千種の方は津山病院を利用されたり、あるいは一宮の方は神崎とか、そういうところの利用もあるでしょうし、そういう周辺との連携というものを模索していきながら、もっと方法はなかったのかと、そういう議論がされなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それは大畑議員の考え方でありまして、冒頭からこの問題についてもいろいろお話を申し上げておりました。今、副院長も申し上げたとおり、当然加西のことにつきましても私も現地も十分承知しておりますし、市長さんやいろんな方々にお聞きしました。冒頭から言ってますとおり、今の総合病院のあの現地の建替えが本当に可能なかどうか、そういったこともこれまでも申し上げたとおりであります。

それから、先ほどあったとおり、それから高度急性期、あるいは急性期の役割、1次、2次、3次の役割を播磨圏域でどう担うのか、これは当然播磨圏域でいろいろ議論がなされました。先ほどあったとおり、平成30年だったと思いますが、元年にかけて、急遽国がああいう指針を示しました。私たち市長会では、あまりにもあめとむちを使いながら、国が地方のことを考えない中で、医療の在り方を言うてきたやないかと、こういうことで大反発しました。やっぱり地域の医療は地域が守らないかんというところと、どうしても守れないところはスクラム組んでやろうと。しかし、先ほど副院長が申し上げたとおり、どうしても加西の場合は10キロ圏域の中の状況、半径10キロ、あるいは半径20キロの中での医療の提供の状況、我がまちの状況を考えたときに、あるいは周辺の都市の状況を考えたときに、果たしてということをお考えたときに、やっぱり我がまちとしては単独で踏ん張ってでも病院をして、地域の医療をしっかり支える中で、皆さんに安心して安全なまちをつくるとい

うこと以外ないと、これまで申し上げたとおりであります。したがって、そういう観点でいろいろ課題もありますが、課題を一つずつ克服しながら進めていくことが私は適正だと、このように考えています。

さらにまた、財源のことは当然そうであります。可能な限り国にもこれから積算していよいよになったときに、あらゆる方法を使って我がまちへの支援を訴えていきたいと、このように思っています。そういう方向で共に市民の皆さんと一緒に地帯医療、将来に向かって我がまちのある意味の存続をかけて、この問題に対応していきたいと、私はそんな思いであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 宍粟市の病院をなくせなんていうことを私は言うておりません。この地帯にとって非常に大切であります。この地帯には急性期の病院はここしかありません。ですから急性期を残さなければいけません。しかし、地帯医療として在宅医療の方向に向かっていることからして、その病院の適正規模はどうなのかということをお願いしている。そして、財政負担が少しでも重くならないようにやっていく必要があるのではないかとお願いしているんです。

もうそのことは、幾らやっても水かけ論ですから、もうここまでにしておきますけど、私は前提条件として、しっかりこういう流れと逆行していると言うとおかしいですけども、少し宍粟市は厳しい状況に置かれた中で、この建替え計画が行われているという、そして、将来的に負担が必ず来るだろうということを感じた上で進むということについての合意形成をぜひ図っていただきたいということをお願いして、次のこれからちょっと細かい話に入りますので、残す時間はありませんけども、今の基本計画と県の医療構想との関係で少し疑義があるんです。

必要病床数170でプラス10の余裕を持たせたキャパをつくるというふうにおっしゃっているんですが、性別とか年齢別の将来推計人口に、これも年齢別の、要するに病気とか、けがの分類別に入院の需要率というのを掛けていく、それに流入・流出患者ということでして行って、最後、病床の稼働率で割り戻して行って、将来の必要病床数を決めていくというこの計算できています。これは同じやり方で、補足説明資料を私も見させていただきました。県の医療構想は急性期は78%で割り戻しているのがベースなんです。ところが宍粟市は85%の病床利用率で割り戻してますから、この85というのは非常にハードルが高い。だから、それだけ85で割り戻したほうがたくさん要るんだと思うんですね。必要なんだという数字を当て込んでいると思いますね。

それと、もう一つは、医療構想は医療需要のピークを都市部で2035年というふうに言っています。近郊でも2025年から2030年です。これ田舎やったらもっと早いと思います。既に市の北部では後期高齢者の人口減少は始まっていると思いますよ。こういう中で、この高齢者だけで推計をして、65歳未満のこれが減っていつている人口のところを推計に上げていつておられない、宍粟市の計画。高齢者は増えるだろうという前提でどんどん医療需要があるんだという数字をつくっておられる。そして、収支のシミュレーションもそういうつくりになっています。ですから、目いっぱい働いて、目いっぱい患者を受け入れて、この計画なんです。本当にこれでいいんだろうかと、私は思います。県の医療構想との少し関係の違うところ、疑義があるところを御説明いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） その積算の考え方の78%、85%の話がありますが、大畑議員ごらんいただいた資料を見ていただいたら、患者数をその病床利用率で割りまして必要病床数を出します。ということは、100分の85で割るわけですから、85分の100を掛けるということなので、分母のほうが85のほうが78より大きいわけですから、逆に小さくなるんですよね。ということなので、過大数字にはなりません。

それから、高齢者の数で云々ということなんですけども、確かにそういった見方がどうかという議論もあります。なので、それはあくまで高齢者の受量率に着目して、一つの見方として推計はさせていただきましたけども、いろんな複数の手法ではじき出しまして、その中間値的なものをとっておりますので、結果的には妥当なラインではないかということ。

それから、ちょっと話はずれるかも分かりませんが、急性期と地域包括ケア病床につきましては、急性期病床につきましては、必要ではあるけども、その病床数としてはちょっとボリュームダウンしようということで、今回落とさせていただいていますし、逆に、今後の在宅医療の関係を鑑みて、現在も地域包括ケア病棟を2病棟持っておりますけども、そこをさらに充実していこうということで、このたび100床という形で増やさせていただいておりますので、そういった意味では病床の機能につきましても、地域医療構想の目指すべき方向と軌を一にしているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 訂正いたします。先ほどおっしゃったように、85%のほうが

今おっしゃったとおりで、私が勘違いをしておりました。

ただ、申し訳ないですが、この年齢別、傷病分類別の入院需要率、このあたりが加西とちょっと違うんじゃないかなと。その積み上げがちょっと資料としてないものですから、県の医療構想では、それぞれ病気ごとに率があって、その積み上げになっております。そういう積み上げの資料を副院長にお願いしたと思いますが、まだそういうことが提示されていませんので、実際、加西の将来の必要病床数のランクと宍粟市との大きく違いがあるんで、ここは非常にちょっと僕は疑義があるところなので、それは1点もう一度お答えいただきたいと思うのと、それから将来、急性期で85%、回復期で95%の維持をしていくためには、相当大変だと思います。医師の確保が必要だと思うんです。もう数年すれば、働き方改革で医師が今の人数では駄目だと思うんで、もっと増やさなければいけないというふうに思いますが、これだけ将来もこの率でずっと確保することは可能だと思いますか。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 1点目につきましては、ちょっと今、手持ちがございませんので、また後日情報提供させていただきます。

それから、御指摘のとおり、我々が想定している病床利用率というのは決して楽な水準ではございません。結構高い水準ということで認識はしております。逆に言うならば、これぐらいの水準でないとやっぱり健全な経営ができないということで、我が身にむちを打つような目標設定にしておりますが、必死の努力といいますか、もう病院職員一丸となって集患努力をせざるを得ないというふうに考えております。

それで、御指摘のように医師の問題というのは常について回ります。現在の施策としては、御案内のとおり当院は特定中核病院ということで、地域医療構想上位置づけさせていただいて、その制度のメリットで県養成医師という方を優先的に派遣していただけるような仕組みになっております。非常に若手の医師なので、ばりばりと頑張らせていただいている非常にありがたく思っているんですけども、そのあたりが今後どう展開していくか、あるいはいろいろとやはりその医師の研修医制度も時々制度替えというか、研修プログラムの在り方なんかも変わったりして、医師の派遣にも影響を与えるような、あるいは診療科ごとに医師が偏在しているというのが大体全国的な問題になっているんですけども、我々が必要な診療科のドクターの輩出は今後どうなっていくかという若干不透明な部分はあるんですけども、県全体の中で地域医療をどう守っていくか、これはもう市だけの話ではなくて、兵庫県としてもやっぱりその地域医療全体を鳥瞰していろいろと施策を考えていただい

りますので、そういった中で県と連携して、この西播磨の地域医療を守るべく医師の確保というものに最善を尽くしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 今後のことが結構多いんですね。今後努力していかなあかんということが非常に多いんですけども、先ほども言われたように、目いっぱい集患、要するに患者を集めていって成り立つシミュレーションというのは、一つは、努力目標としてあるのかもしれませんが、一方で、それに基づいて物を建てる時に、その1点だけのシミュレーションでいいんだろうかという疑問もありますよね。もう一つそうならない場合の想定も要るんじゃないかと。その場合にはどうなるのかということをお示しをして、そして選んでいくというやり方なんだろうと私は思うんですが、全てもう土地も結論ありき、建物も結論ありきで、逆にそれに合わせていく、そして努力しますというふうに言われても、なかなか何か空手形を渡すような感じがして、もう本当に何を根拠に私たちが決定したんかという感じを受けてしまうんです。

ですから、冒頭言いましたように、今の人にもきっちり根拠を示して、あるいは将来の人にも将来その資料を見て納得できる、そういうものでスタートを切る必要があるんじゃないかというふうに思いますが、それについて市長、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも議会も特別委員会をつくっていただいて、それぞれ担当のほうからも資料提供をしてディスカッションもしていただいたと思います。今回の基本計画についてもいろいろそれぞれ御議論いただいたと思うんですが、また、いろんな意見を議会からも頂いたやつをお返しして、また議会でその計画のよりいろいろ議論もなされると思います。そういう意味では、やっぱりそういう観点でも議論は今後も続いていくだろうと、このように思っております。可能な限り、後世に負担を残さないように、我々としては最大限努力していかなくてはならないと、このように思っています。

ただ、今朝からも農業のお話や林業のお話やいろいろ出てきました。やっぱりこのまま我がまちがずっと手をこまねいてどうなんかということもありますんで、攻めるべきことだったり、守るべきことだったり、あるいはいろんなことをそれぞれ議員の皆さんと本当に議論を交わしながら、将来にとって我がまちはどうあるべきなのか、また、根幹である安全安心の地域医療はどうなのか。そのための総合病院の役割って一体何だろうかと、こういった議論をさらに深めながら進めていくこと

も私はとても大切だと思っていますので、答えになったかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 時間があまりありませんので、簡潔に申し上げます。本当に宍粟市にとってはすごい大きな事業です。将来を決めていく大きな事業です。これは当然当局と私たちも議論をしますが、二元代表の根本は市民です。市民がお決めになるということが非常に大事だというふうに思います。なぜこの間、市広報とパブリックコメントだけにされたのか非常に疑問です。やっぱりタウンミーティングをするなり、公聴会を開いていろんな意見をぶつけ合わせていく、その上で決定する、そういう考えはお持ちじゃないですか、市長。先ほど言いましたような方法。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 非常にそういう意味では、私たちは二元代表制の中でそれぞれ与えられた任務があるわけでありまして。当然市民の皆さんの意見を聞いたり、代表として御意見を頂いたり、私も市民に直接お会いしていろんな形を聞いて、それぞれやり合って、よりよい結果を求めていくと、これは当然のことです。

その手順がどうだったかどうかは別にして、可能な限り市民の皆さんの意見をお互いに集約しながら、またぶつかり合うことも大事だと思っていますので、そういう観点は忘れずにやっていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ぜひお願ひしたいと思います。決して遅くないと思います、これからでも。昨日も山崎の中心部の空洞化の話やドーナツ現象の話をされてきました。まさしくこういう都市施設を中心部からなくしていく、こういうことに対して、我々だけで勝手に議論をして進めるといふわけにいかないと思います。やっぱり市民がしっかり議論に加わっていただいて、その合意のもとで進めていただくことをもう一度お願ひして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、我々は二元代表制の中でそれぞれ議員の皆さんも選挙やいろんな形でそれぞれの負託を受けられてやっておられるわけです。私もそのとおりであります。それぞれが市民の皆さんの御意見を聞いていただいて、この場でぶつかり合うと、これが一つであります。しかし、やっぱり主体は市民でありますので、それぞれがやっぱりそれぞれの立場でいろんな形をしながら、また市民にもお返ししながら、それぞれがまた市民にお返ししながら、

それで作くり上げていくのが、これが民主主義の原則だと思っています。ただ、今回につきましても、可能な限り市民の皆さんの御意見をそれぞれ聞くこと、お互いにやってきたんじゃないかなど、このように思っております。足りない分はこれからもまた補足しながらいうことでもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） これで、10番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

続いて、浅田雅昭議員の一般質問を行います。

4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。本定例会の一般質問も私が最後となりました。当局の皆さんもいささかほっとされているかと思ひますけども、最後までよろしくお願ひをしたいと思います。

今回、私は空き家対策として空き家の除却促進策の一つとして、家屋を除却した後の土地に係る固定資産税の減免制度の創設を提案をさせていただきたいなというふうに思ひます。

これまで空き家対策については、同僚議員、先輩議員も多く取り上げておられました。利活用については空き家バンク制度によって一定の成果がございますが、やはり生活環境に悪影響を及ぼす老朽した空き家への対応が、これずっと大きな課題となっております。このことにつきましては、私も9月議会の決算質疑の中でも取り上げさせていただきまし、これまでも多々あったかというふうに思ひます。

空き家の対策計画の中にも示されておりますけども、所有者の意向調査が載っております。空き家を除却する場合の課題として、まずはやはり解体費用の負担が困難と、非常に解体費用が多額になっておるといふことと、もう一つは、建物を解体することで、土地の固定資産税が増えるという結果が意向調査で出ておりました。やはり空き家の除却を促進するためには、解体やこれらの課題、解体費用の負担が困難という課題に対しては、今、市としても除却に対する助成事業がございます。ただ、額が十分かどうかといふのは、それは意見が分かれるところでございます。これまでも先輩議員等々からも額の増額ということもありましたが、今回は、もう1点の課題、解体による土地の固定資産税の上昇という、この課題に対する対応策についてでございます。

今現在、この対応策がございませんので、この空き家に対しては地域の皆様は本当に困っておられます。住みよいまちづくり、これを推進するためにも空き家の除却促進策の一つとして、家屋除却後の土地の固定資産税の減免制度創設について提

案をしたいと思えます。お考えを伺いたいと思えます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 浅田雅昭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、浅田議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

空き家バンク制度のお話も出ましたが、空き家バンク制度をつくって数年になるわけでありまして、途中2回ほど自治会長さんをはじめ地域の皆さんにお世話になりまして、市内の空き家が一体どんな状況で、何件あって、どうなっとなんだという調査をさせていただきました。ざくっと申し上げて約1,200何ぼあったんですが、当時、3分の1は何もしなくても使える空き家、それから3分の1は少し手を加えれば使える空き家、それから残念ながら3分の1、約400はどうもならんなあという状況でありました。それが5年前だったんですが、もうそれ以後非常にだんだんと空き家は増えておる状況、これはもうそのとおりだと思っています。

そういう中で、担当部局も非常に努力して空き家バンクの登録を増やそうということで、使える空き家等々を含めてああいう登録の呼びかけをしながら、空き家活用を図った。おかげで現状では、県下でもかなり高いほうでその利活用法を図っておられると、こういう状況であります。ただ、登録がなかなか進まないのも現状であります。その課題も含めながらであります。登録していただいでできるだけ利活用して地域の活力を求めていったりと、こういうことにつなげていきたいと、このように思っています。

そこで、御質問の中であります。解体の費用の負担が困難とか、あるいは固定資産税の上昇、それから建物を解体しても土地の使い道がないというのも含めて先ほど申し上げた所有者の調査をしたところ、平成30年にしたんですが、その中でそういった課題が明らかになったところでもあります。

それ以後、国も含めて全国的にやっぱり先ほど御質問のあった固定資産税が非常にネックになっておると一部にかなりの報道もあって、いろいろなされたんですが、結果的にはあれ以後進んでおらない状況であります。

特に、住宅等の敷地として利用されている土地については、繰り返しになりますが、地方税法の規定によって固定資産税の住宅用地の特例が適用され、税額が低く抑えられておりますが、空き家を解体することで、この特例がいわゆる適用されなくなることが、繰り返しになりますが、空き家の放置につながる一因とも言われて

おります。

提案の減免制度については、全国的には平成30年以降の明くる年から3年から5年程度の間、上昇分の固定資産税を減免する制度の導入事例が幾らか全国的にあるようではありますが、原則、納付することが難しい方に対する救済措置である減免制度の法解釈であったり、税の公平性の観点等からも兵庫県内においては導入事例はないようなところでもあります。また、他府県の導入事例からも当市における減免額を試算すると数万円程度の減免額となるケースもありまして、減免制度が空き家の解体に結びつくかどうか、その効果等も十分研究していく必要があるのではないかなあと、このように思っています。

したがいまして、そういう減免制度をつくることによって空き家を解体するところ、拍車がかかるかどうか、こういった観点でも十分今後その効果についても研究をしていく必要があるだろうと、このように考えております。

いずれにしましても、市民の生活環境に悪影響を及ぼす老朽空き家等への対応については、宍粟市にとりましても大変大きな課題の一つであります。また、地域の皆さんもいろんな御不満をいろいろお持ちのこと、十分承知しております。提案の減免制度の導入など、老朽家屋の自主的な解体につながる、より効果的な施策を研究してまいりたいと、このように思っています。

今朝ほど新聞でも出ておりましたように、解体の費用の見積もりについて云々という話もありましたが、いろいろ各地でいろんなことを模索されておるところでありますので、宍粟市におきましてもいろんな形で研究をしていきたいと、このように思っています。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 一般質問の中で提案ですので、回答としてはするかしないかというところに尽きるかと思えます。今回は効果、それがこの制度をつくることによって、果たして効果が得られるのかどうかというところが一つのネックだという回答だったかなと思えます。研究ということで今後研究していただいたらいいのかなというふうに思えます。

それから、また、当然国のほうも所有者の不明の土地対策として、売買とか、そこら辺の関係も法整備が順次されておりますので、やはり空き家も含めて非常に我が市だけではなく、国全体での大きな課題であるというのは、それぞれお互いに認識はこれは一致するところだと思えます。要は、やはりまず一番大きな課題は、

市長も十分それは認識していただいておりますように、地域の皆さんが困っているというのが大きな観点です。私どもの田舎のように、1戸建てであったら、まあというところもあるかと思いますが、やはり住宅密集地になりますと、なかなかそうもいきません。

例えば、今年度、建設部のほうで取り組んでいただきました略式代執行、これ予算でやはり500万円ほどかかったと思いますけども、ただ、1回で入札がすっきりいったかどうか、これは別としても、やはり一番の大きなネックというのは、解体費用なんで、それはこれまでもいろんな先輩議員と同僚議員が解体費用についてはいろいろと質問もされておりますので、今回はこれは上げませんけども、やはり逆にいわゆる略式代執行であろうが、行政代執行であろうが、代執行するということはそれだけ大きな費用がかかります。要は、費用対効果も含めてこの代執行が数が増えるということは、これは避けなければならない。そのためには何をするか。個人所有者の方に除却をしていただくということを推進していかなければなりませんので、そのための方策としては、その費用を、今、建設市場はどんどん上がっております。さらにこの家屋を解体するのも費用が上がるだろうし、何かそういう推進する、ああ、これはもう人に迷惑がかかるんや、取り壊そうという手助けといいますか、促進策は、それは我々行政のほうで、市のほうで考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点の考え方をお聞かせください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 前のときにも議会で御議論いただいて、議決もいただいて、予算のことで、略式代執行、それから行政代執行を含めて、仮に行政が潰して、本当に債権が回収できるんかという不安もありながらということで、非常にそういったことも含めながら、法的な措置も、これはやむえなしということなんですが、その前にやっぱり自ら取り壊さなあかんあという意識にどうなっていたか、そのためには固定資産税の減免の制度もありますし、そういうことも一つの取っかかりになるかも分かりません。

今朝、ちょっと申し上げた、いわゆる自分のこの古い家が一体何ぼかかるんだろいうなあという見積もり、それを市と業者が契約して、取りあえず見積もりを無料でして、あんたこの家潰すんだったら何ぼぐらいかかりまってというようなことも含めて、それも一つの潰そうというきっかけになるのか、そんなこともいろいろ検討しながら、一体いわゆるどうしても潰さなくてはならない空き家をどうやって持ち主の方が潰そうという意識になっていただくかということの研究もせよということ

でありますので、ぜひ御提案のことも含めて研究していきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） ここで最後の結論までということにはなりません。今回初めてこういう提案をさせていただきました。要は、再度になりますけども、やはり住みやすい、安全なまちづくりという、切実な願ひでありますので、その点も念頭に置いていただいて、宝塚、尼崎だったかな、今、新聞のこともおっしゃっていますけども、そういういろんな取組もございませぬ。確かにこの固定資産税の減免制度というのは全国的にも数はそれほど多くはございませぬ。少ないほうです。ただ、それをつくっておられるという趣旨は、やはりそういう安全な生活を守っていこうというのが大きなたてりになっておる、何も所有者の人のために個別に税金を投入するという趣旨じゃなしに、そこに住んでおられる方々の安全・安心を守るといふのが大きな役割だと思ひますので、その点も含めて十分いろんな方法があろうと思ひます。今回は固定資産税の減免制度ということを提案しましたけども、今おっしゃったように、いろんな事業者と連携する中で解体費用については、低廉なことができるのかできないのか、やはりそんなことも含めて研究をしていただけたらというふうに思ひますので、最後にお願ひします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に先日来出ておりますが、景観の問題、それから安全・安心の問題、青少年の健全育成の問題等々を含めて総合的にやっぱりその問題は対応しなくてはならないと、このように考えています。

3月議会でも田中議員からもあったように、そのとき答弁申し上げたとおり、空き家対策協議会でこのことを課題提起しながら、十分議論をしていただいて、一体我がまちにとって何がいいのか、どうやったらその問題の第一歩が進むのかを含めて検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） これで、4番、浅田雅昭議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月10日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 2時19分 散会）